

第2章 本市の現状と課題分析

第2章 本市の現状と課題分析

本章では、本計画の前提となる本市の現状と課題を整理し、まちづくりの方針設定等につなげていきます。

なお、課題の分析については、本計画に関連する以下の視点に基づいて整理します。

課題分析の視点

- (1) 人口動向
- (2) 公共交通の利便性、持続可能性
- (3) 都市機能施設の利便性、持続可能性
- (4) 高齢者の健康・福祉
- (5) 災害時における市街地の安全性
- (6) 財政の健全性

1. 人口動向に係る現状と課題分析

- ◆将来人口の推計にあたっては、国土交通省都市局都市計画課「都市計画運用指針」で採用すべきと示されている、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)の将来人口推計を基に、コーホート要因法を用いて推計を行います。
- ◆これは、平成 22(2010)年国勢調査人口を基準人口として、「生残率」、「子ども女性比」、「0～4歳性比」等を用いて、国勢調査における町丁目ごとに推計した後に、社人研が推計した値となるように推計値を補正し、分析を行います。

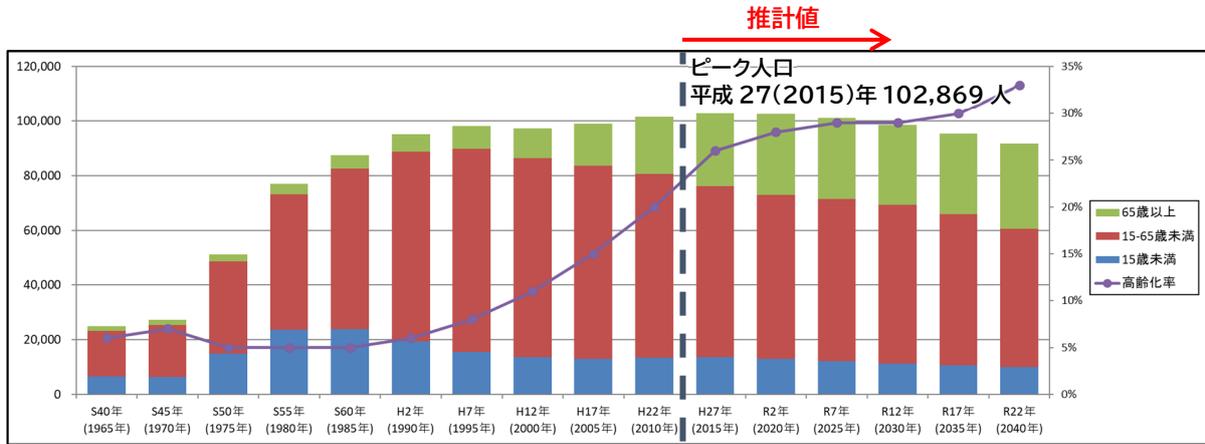
(1) 計画検討における人口動向の分析の視点

- ◆立地適正化計画については、居住や都市機能の適正な誘導等を行うことが趣旨である観点から、人口動向の分析がすべての検討における基礎となるため、人口の現状分析及び将来推計を適切に行うことが極めて重要となります。
- ◆具体的には、今後の人口減少及び高齢化に向けて、現状の趨勢のまま人口推計した場合を基準として、都市機能や公共交通等の状況と複合的に重ね合わせながら、それらの分析から抽出される都市構造上の課題に対して、立地適正化計画にて対応策を検討し、各誘導区域の設定や講ずべき施策等の設定を行っていきます。
- ◆本章では、平成 27(2015)年度に実施した立地適正化計画策定のための基礎調査(以下「基礎調査」)で整理した人口動向等を基に、課題分析を行います。

(2) 人口動向に係る課題整理

【総人口・年齢別人口の推移】

本市における総人口・年齢別人口の推移は、下図のとおりです。



出典:平成 22(2010)年以前:国勢調査、平成 27(2015)年以降:社人研将来人口推計

【市街化区域及び市街化調整区域内人口等の推移】

平成 7(1995)年・12(2000)年・17(2005)年・22(2010)年における本市の市街化区域及び市街化調整区域内人口等の推移は、下表のとおりです。

区分	平成 7(1995)年		合計	平成 12(2000)年		合計
	市街化区域	市街化調整区域		市街化区域	市街化調整区域	
面積(ha)	1,035	3,074	4,109	1,035	3,062	4,097
人口(人)	73,672 (75.0%)	24,549 (25.0%)	98,221	72,967 (74.9%)	24,414 (25.1%)	97,381
人口密度(人/ha)	71.2	8.0	—	70.5	8.0	—

出典: 埼玉県都市計画基礎調査、平成 22(2010)年度

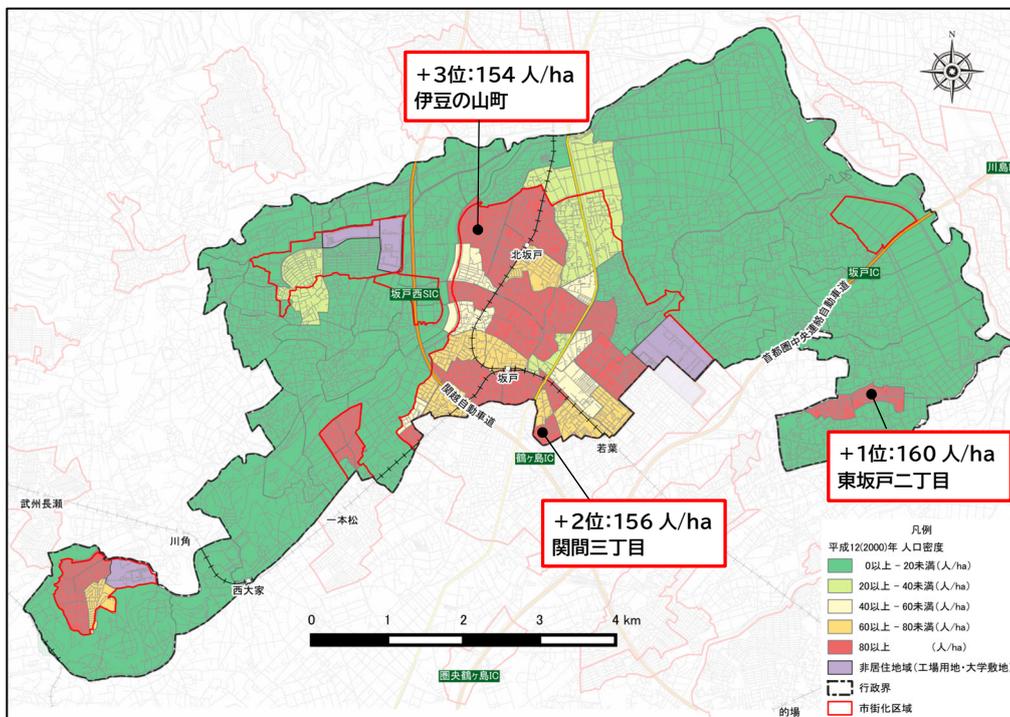
区分	平成 17(2005)年		合計	平成 22(2010)年		合計
	市街化区域	市街化調整区域		市街化区域	市街化調整区域	
面積(ha)	1,035	3,062	4,097	1,035	3,062	4,097
人口(人)	75,193 (76.0%)	23,771 (24.0%)	98,964	76,412 (75.1%)	25,288 (24.9%)	101,700
人口密度(人/ha)	72.6	7.8	—	73.8	8.3	—

出典: 埼玉県都市計画基礎調査、平成 22(2010)年度

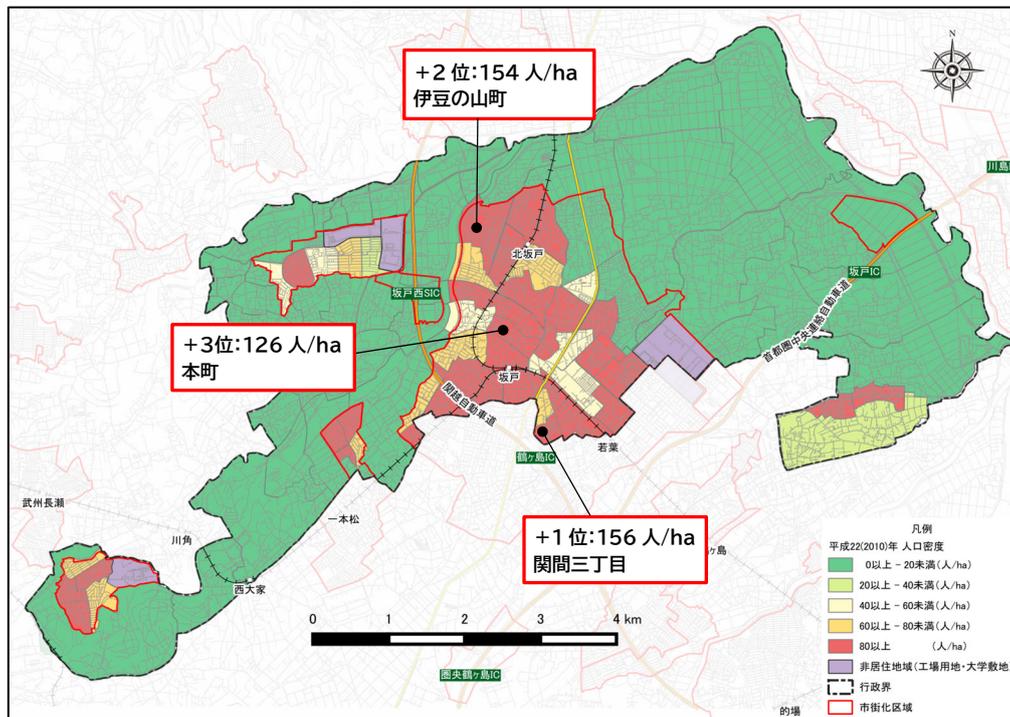
【人口密度の推移 平成 12(2000)年・平成 22(2010)年・令和 22(2040)年】

平成 12(2000)年・22(2010)年・令和 22(2040)年における小地域ごとの人口密度の状況は下図のとおりであり、併せて人口密度が高い上位 3 位までの小地域を示します。

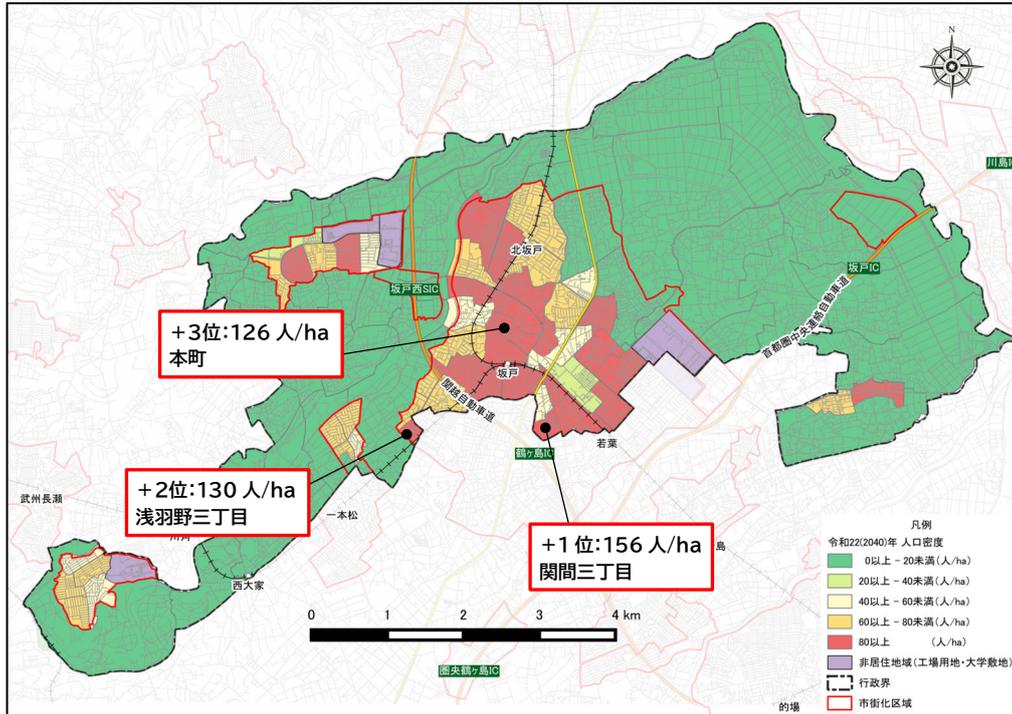
【平成 12(2000)年 人口密度】



【平成 22(2010)年 人口密度】



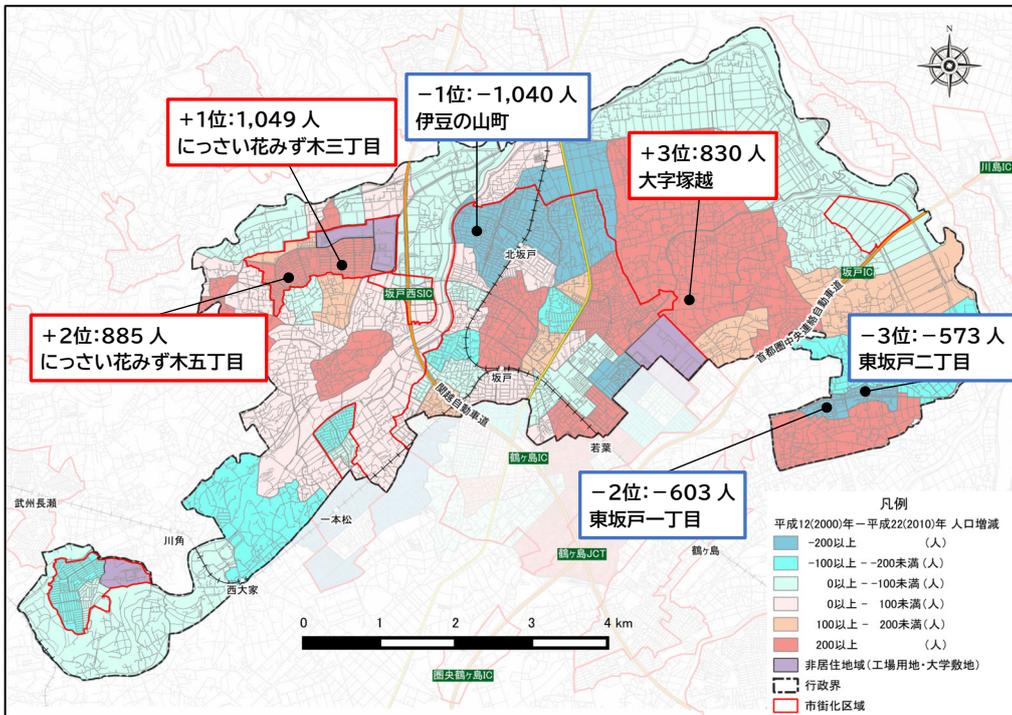
【令和 22(2040)年 人口密度】



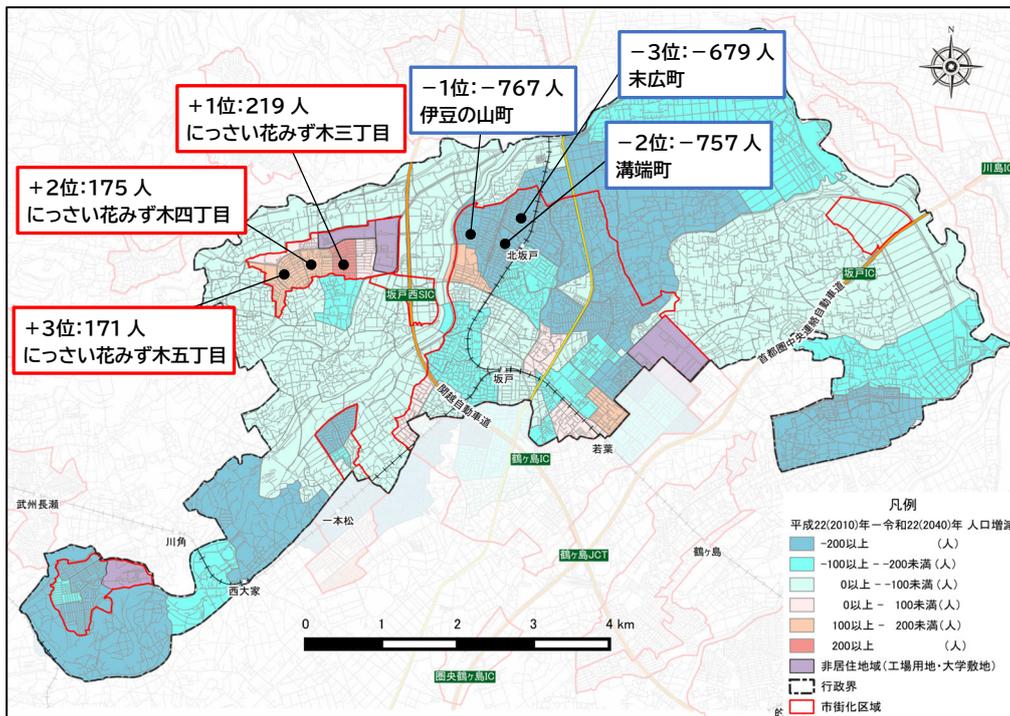
【人口増減数 平成 12(2000)年→平成 22(2010)年・平成 22(2010)年→令和 22(2040)年】

平成 12(2000)年から平成 22(2010)年、平成 22(2010)年から令和 22(2040)年にかけての人口増減数の状況は下図のとおりであり、併せて増加数及び減少数が高い上位3位及びまでの小地域を示します。

【平成 12(2000)年 → 平成 22(2010)年 人口増減数】



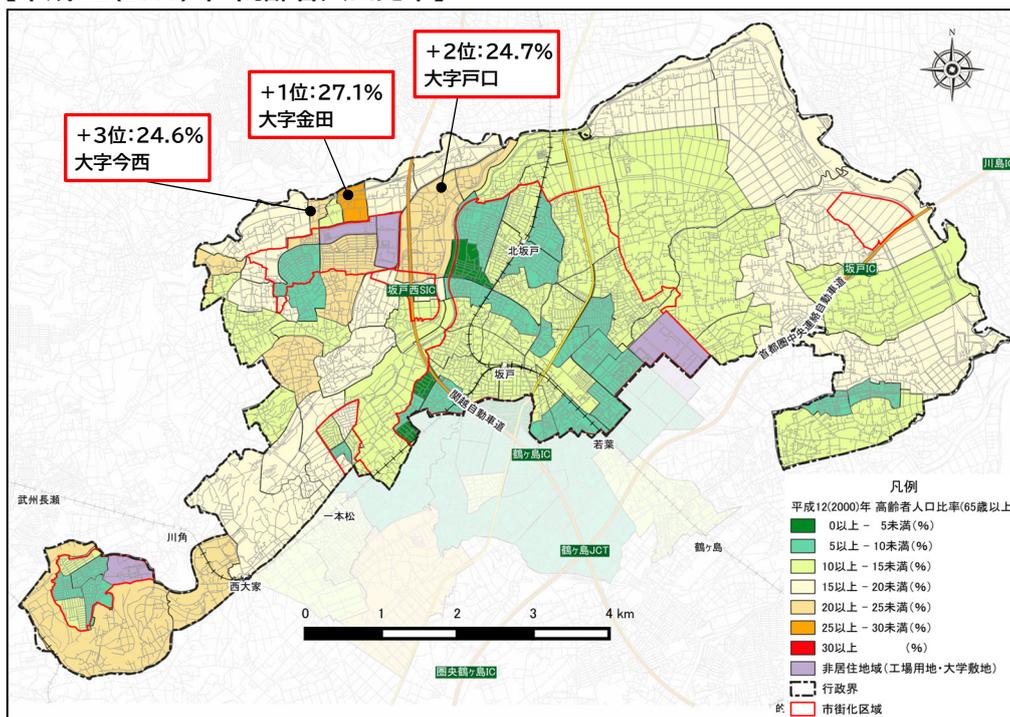
【平成 22(2010)年 → 令和 22(2040)年 人口増減数】



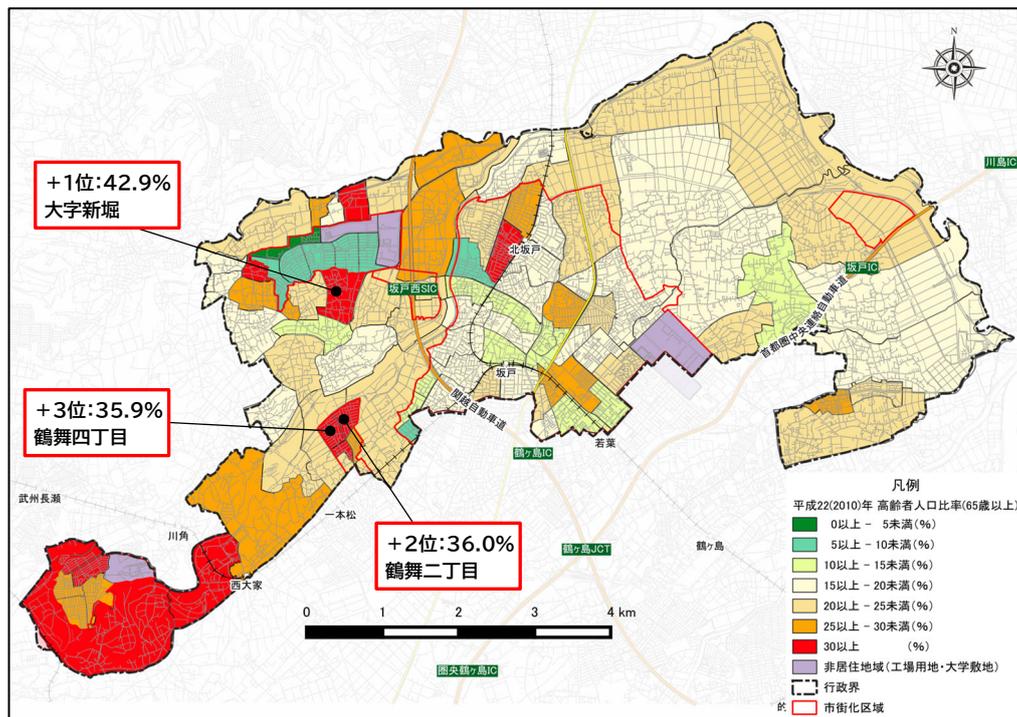
【高齢者人口(65歳以上)比率の推移<平成 12(2000)年・平成 22(2010)年・令和 22(2040)年>】

平成 12(2000)年・平成 22(2010)年・令和 22(2040)年における小地域ごとの高齢者人口比率の状況は下図のとおりであり、併せて高齢者人口比率が高い上位3位までの小地域を示します。

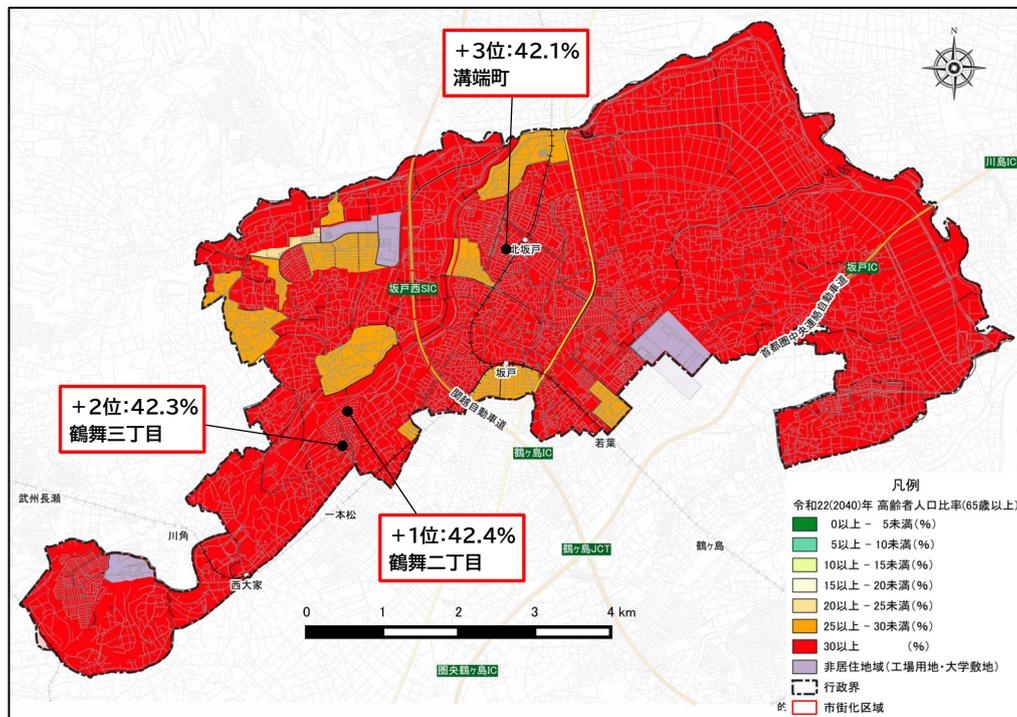
【平成 12(2000)年 高齢者人口比率】



【平成 22(2010)年 高齢者人口比率】



【令和 22(2040)年 高齢者人口比率】



【人口動向に関する特性】

- (1) 北坂戸・鶴舞・西坂戸等の基盤整備が整った住宅団地においても、人口密度が低下する見通しです。
- (2) 高齢者人口(65歳以上)においては、令和22(2040)年にほぼ全域で30%を超える見通しであり、一方では年少人口(15歳未満)の減少が見込まれます。



【人口動向に関する課題】

- ✓ **人口減少に伴い、良好な居住空間が居住の場として有効に利用されなくなることへの懸念**
- ✓ **本格的な高齢化に対応したまちづくりが必要**

2. 公共交通に係る現状と課題分析

(1) 計画検討における公共交通の分析の視点

- ◆立地適正化計画によるまちづくりにおいては、“コンパクト・プラス・ネットワーク”により、コンパクトなまちづくりを実現することが求められています。
- ◆そのネットワーク形成において重要な要素となるものが「公共交通」であり、公共交通ネットワークの充実を図ることが、居住誘導を推進する区域内における日常生活の利便性向上につながるものです。
- ◆本章では、基礎調査で整理した公共交通分布状況及び都市構造に関する評価を基に、課題分析を行います。

【利便性の高い公共交通の分類】

- ◆本市における公共交通は、鉄道路線及びバス路線が挙げられます。
- ◆それらについて、日常生活の利便性を適切に分析する観点から、国土交通省都市局都市計画課「都市構造の評価に関するハンドブック」(以下「ハンドブック」)に基づき、以下の視点により「基幹的公共交通路線」を定義し、整理を行うものとします。

【基幹的公共交通路線】

鉄道路線 ⇒ 全路線

バス路線 ⇒ 片道30本/日以上路線

※片道30本/日以上路線の運行本数≒ピーク時運行本数が片道3本以上に相当

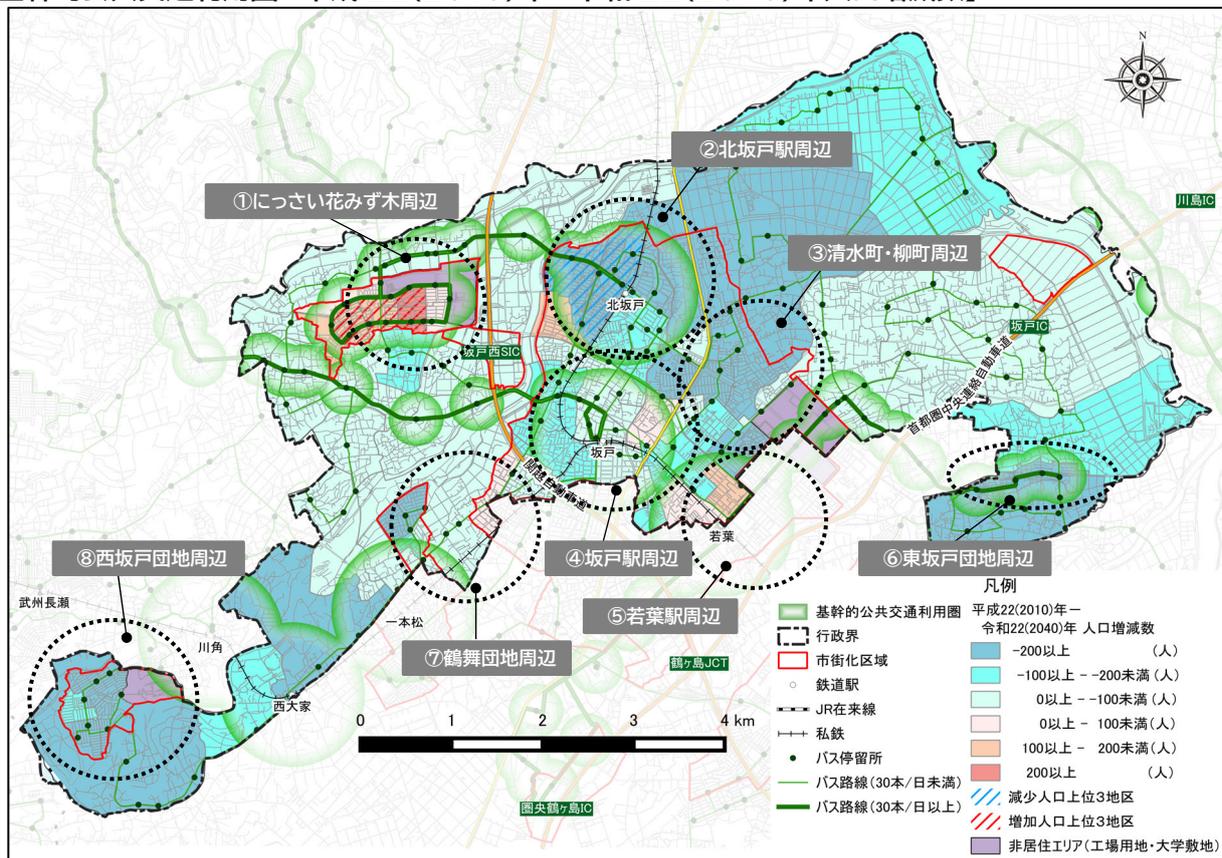
※本定義はハンドブックに基づく

⇒これらを「**基幹的公共交通路線**」として、日常生活における利便性の高い公共交通とする。

(2) 公共交通に係る課題整理

基幹的公共交通の利用圏と平成 22(2010)年から令和 22(2040)年にかけての人口増減数の状況を重ね合せると、下図のとおりとなります。

【基幹的公共交通利用圏×平成 22(2010)年→令和 22(2040)年人口増減数】



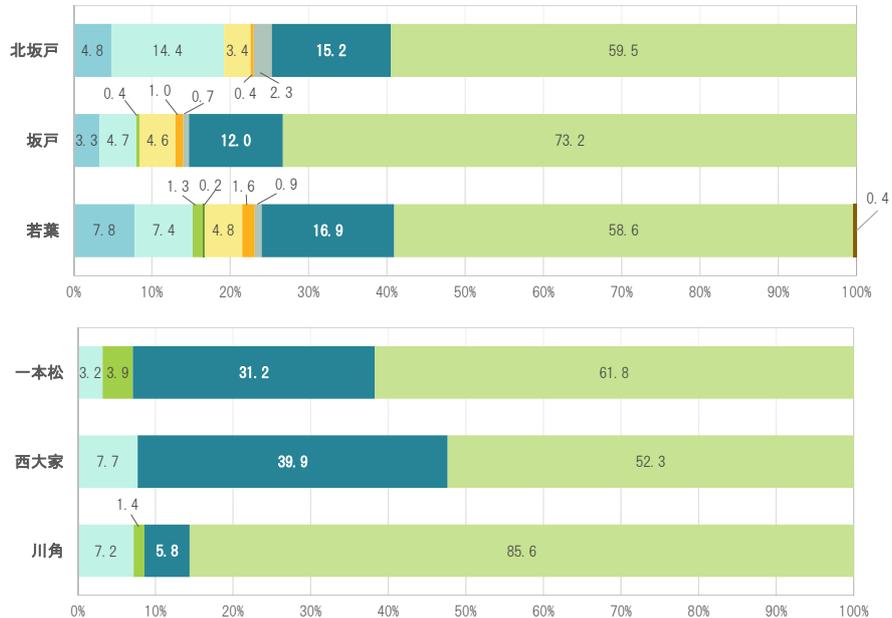
課題抽出エリア	主な現状と課題
①につさい花みず木周辺	◇人口増加傾向が著しい。◇公共交通の利便性は高い。
②北坂戸駅周辺	◇公共交通へのアクセス性が高いエリアであるが、著しい人口の減少が見込まれる。 ◇ほかの駅と比較すると、自転車を利用する人が多い。
③清水町・柳町周辺	◇人口の減少が見込まれる。◇公共交通の利便性が低い。
④坂戸駅周辺	◇公共交通へのアクセス性が高いエリアである。 ◇人口も現在の規模のままおおむね維持される見込みである。
⑤若葉駅周辺	◇公共交通へのアクセス性が高いエリアであり、また駅隣接部では人口の増加が見込まれる。
⑥東坂戸団地周辺	◇公共交通の利便性は高いが、人口減少が見込まれる。
⑦鶴舞団地周辺	◇人口の減少が見込まれる。◇公共交通の利便性が低い。 ◇一本松駅の端末交通手段の自転車の割合は高く、本地区においても駅へ自転車で移動する人が多いものと想定される。
⑧西坂戸団地周辺	◇人口の減少が見込まれる。◇公共交通の利便性が低い。

【各駅の端末交通手段構成比】



単位:%

出典:平成20(2008)年
第5回パーソナリティ調査



【公共交通の利便性・持続可能性に関する特性】

(1) 自動車依存傾向の強い交通体系

以下の交通手段分担率のとおり、本市の公共交通の機関分担率は、三大都市圏の平均値よりも低い。一方、自動車の交通手段分担率は、埼玉県全域の平均値よりも高く、自動車に依存した公共交通体系となっている。

対象	参考平均値		坂戸市
	三大都市圏	おおむね30万都市(地方都市圏)	
公共交通の機関分担率	24	8	16.5

対象	参考平均値		坂戸市
	埼玉県	東京都市圏	
自動車の交通手段分担率	39.5	28.6	48.3

(2) 公共交通を利用しやすい圏域における低密化

以下の人口カバー率のとおり、市内において基幹公共交通利用圏に居住している人口の割合は三大都市圏の平均値よりも低い。
また、公共交通沿線地域に居住する人口密度も、三大都市圏の平均値と比較すると低い。

対象	参考平均値		坂戸市
	三大都市圏	おおむね30万都市(地方都市圏)	
基幹公共交通路線の徒歩圏人口カバー率[%]	66	40	53.2
公共交通路線沿線地域の人口密度[人/ha]	54	16	33

【公共交通の利便性・持続可能性に関する課題】

- ✓ 自動車交通への依存による環境への負荷
- ✓ 高齢化の進行による、自動車を運転することができない人口の増加
- ✓ 利用者減少に伴う公共交通路線廃線のおそれ
- ✓ 人口動向に応じた適切な交通手段の供給

3. 都市機能施設に係る現状と課題分析

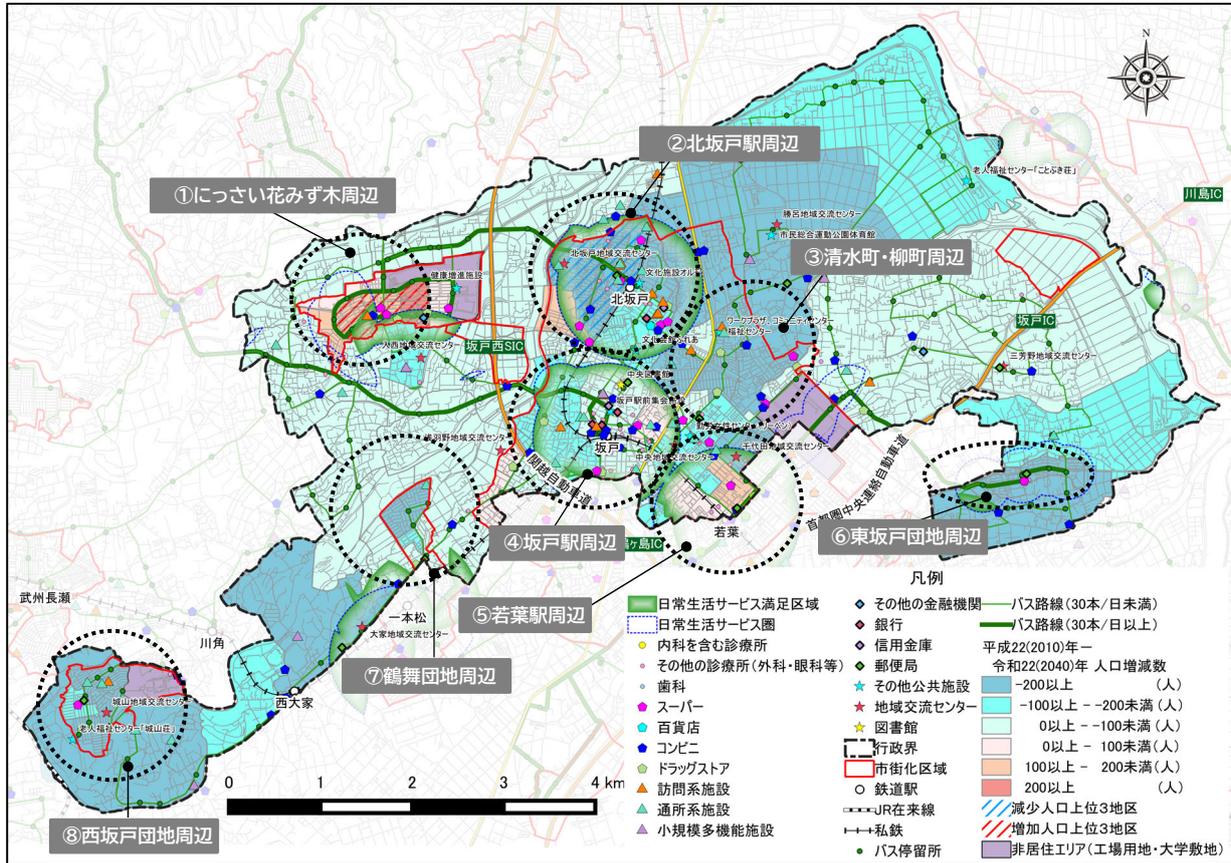
(1) 計画検討における都市機能施設の分析の視点

- ◆立地適正化計画制度における理念の一つとして、人口減少下においても市民生活、都市活動等の持続性が確保される都市構造を目指していくことが重要になります。
- ◆現在における日常生活の利便性に貢献する都市機能の分布状況の整理・分析を行った上で、今後の将来人口推計に基づく人口密度低下の動向等を重ね合わせ、将来的な地区ごとの施設のニーズ等の整理・分析を行う必要があります。
- ◆本章では、基礎調査で整理した都市機能の分布状況及び都市構造に関する評価を基に、課題分析を行います。
- ◆それら将来予測も含めた動向等を踏まえながら、20年後の持続可能な都市としての姿を検討し、市内の各拠点や公共交通軸の設定等に基づく都市構造を整理した上で、都市機能誘導区域の設定等につなげていきます。

(2) 都市機能施設に係る課題整理

日常生活サービス満足区域の利用圏と平成 22(2010)年から令和 22(2040)年にかけての人口増減数の状況を重ね合せると、下図のとおりとなります。

【日常生活サービス満足区域×平成 22(2010)年→令和 22(2040)年人口増減数】



「日常生活サービスの徒歩利用圏」

- ・「徒歩圏」は一般的な徒歩利用圏である半径 800mを採用。バス停は誘致距離を考慮し、300m。本区域は以下の「生活サービス施設」及び「基幹的交通路線」のすべてを徒歩で享受できるエリアとする。
- ・「生活サービス施設」は以下のとおり

医療施設…病院(内科または外科)及び診療所
 福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設
 商業施設…延べ床面積 1,500 m²以上のスーパー、百貨店

「日常生活サービス満足区域」 以下の条件を満たす区域を「日常生活サービス満足区域」と設定した。

- ※以下の①～⑥の徒歩利用圏のすべてを充足するエリア
- ①基幹的公共交通徒歩利用圏…日片道 30 本以上の運行頻度の鉄道路線及びバス路線の徒歩利用圏
 - ②商業施設徒歩利用圏…スーパー・マーケット・ドラッグストアから徒歩利用圏 800m、またはコンビニエンスストア徒歩利用圏 300m圏内
 - ③医療施設徒歩利用圏…内科を含む病院・診療所から徒歩利用圏 800m、かつ歯科を含む病院・診療所から徒歩利用圏 800m
 - ④高齢者福祉施設徒歩利用圏…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能型施設より徒歩利用圏 800m
 - ⑤金融施設徒歩利用圏…郵便局、銀行、またはそのほか金融機関より徒歩利用圏 800m
 - ⑥文教施設徒歩利用圏…図書館、文化施設、地域交流センター、その他公共施設より徒歩利用圏 800m

課題抽出エリア	主な現状と課題
①につさい花みず木周辺	◇人口増加が見込まれる。◇地区内に医療施設が立地していない。周辺の立地状況も少ないため、エリアの一部が医療施設徒歩圏外になっている。
②北坂戸駅周辺	◇人口減少に伴う低密化が見込まれる。 ◇生活サービス施設は充足している。
③清水町・柳町周辺	◇商業施設が多数立地しており、ほかの都市機能施設についても徒歩圏内に立地している。 ◇基幹的公共交通利用圏には含まれていないが、日常生活サービス施設はおおむね充足されている。
④坂戸駅周辺	◇現在の施設配置状況で、日常生活サービス施設はおおむね充足されている。
⑤若葉駅周辺	◇現在の施設配置状況で、日常生活サービス施設はおおむね充足されている。
⑥東坂戸団地周辺	◇現在の施設配置状況で、日常生活サービス施設はおおむね充足されている。 ◇文化施設が立地していない。
⑦鶴舞団地周辺	◇人口減少に伴う低密化が見込まれる。 ◇市街化区域内であるが、地区内の施設立地は少なく、徒歩圏内にスーパーマーケットがない。
⑧西坂戸団地周辺	◇市街化区域内であるが、地区内の施設立地は少ない。 ◇地区西側は徒歩圏に医療施設がない。

【都市機能施設の利便性・持続可能性に関する特性】

(1) 人口の8割の徒歩圏をカバーする施設立地

・以下に示すとおり、高齢者福祉施設は三大都市圏の平均値を上回っている。そのほかの施設については、三大都市圏の平均値よりは低いものの、どの施設もおおむね8割以上となっており、多くの市民が施設を利用しやすい立地状況となっている。

【各都市機能施設の徒歩圏人口カバー率】 [%]

対象	参考平均値		坂戸市
	三大都市圏	地方都市のおおむね30万都市	
商業施設(スーパー・百貨店)	83	65	77.3
金融機関	—	—	79.3
医療施設(内科・外科含む)	92	76	83.2
高齢者福祉施設	83	73	92.3

・日常生活サービス満足区域・日常生活サービス施設徒歩圏が示すように、市街化区域内においても施設の立地状況に差がみられる。

(2) 都市機能施設の徒歩利用圏内の人口密度は比較的低い

・以下に示すとおり、各都市機能施設の徒歩圏平均人口密度は、三大都市圏の平均値よりいずれも下回っている。

【各都市機能施設の徒歩圏人口密度】 [人/ha]

対象	参考平均値		坂戸市
	三大都市圏	地方都市のおおむね30万都市	
商業施設(スーパー・百貨店)	60	24	46.9
金融機関	—	—	40.2
医療施設(内科・外科含む)	56	20	32.1
高齢者福祉施設	56	19	33.0

・将来的な人口減少により、都市機能施設利用圏内の更なる低密化が見込まれる。

【都市機能施設の利便性・持続可能性に関する課題】

- ✓ 人口減少に伴う施設の撤退、閉鎖が懸念
- ✓ 人口動向に応じた施設の適正配置が必要
- ✓ 現状利便性が低く、更には人口減少が見込まれるエリアにおけるサービスの維持

4. 高齢者の健康・福祉に係る現状と課題分析

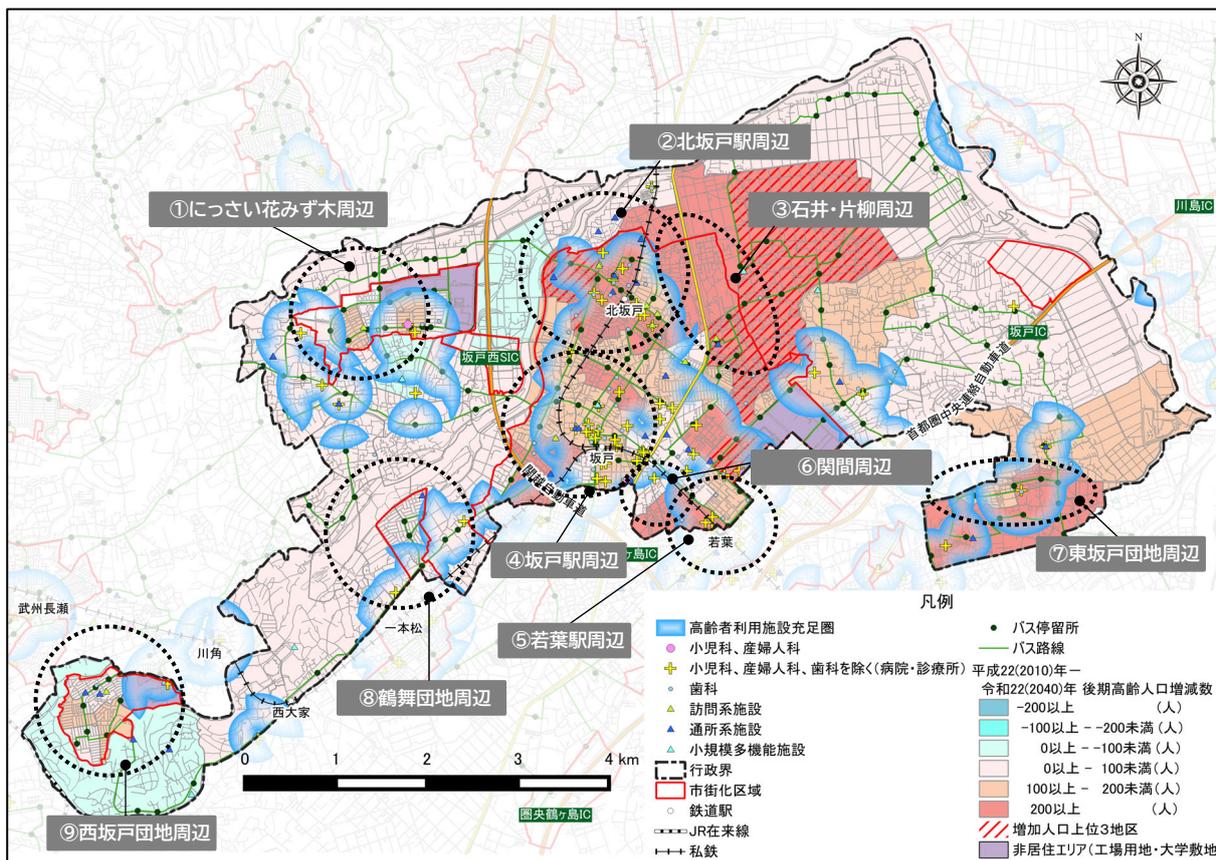
(1) 計画検討における高齢者の健康・福祉の分析の視点

- ◆将来にわたり全市的に後期高齢者人口(75歳以上)の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で、「安心・安全に住み続けられるまちづくり」や高齢者の健康増進に寄与する「歩いて暮らせるまちづくり」を目指していくことが重要になります。
- ◆現在における高齢者の日常生活の利便性に貢献する都市機能の分布状況の整理・分析を行った上で、今後の将来人口推計に基づく高齢者人口増加の動向等を重ね合わせ、将来的な地区ごとの施設のニーズ等の整理・分析を行う必要があります。
- ◆本章では、基礎調査で整理した都市機能等の分布状況及び都市構造に関する評価を基に、課題分析を行います。

(2) 高齢者の健康・福祉に係る課題整理

高齢者利用施設充足圏と平成 22(2010)年から令和 22(2040)年にかけての後期高齢者人口増減数の状況を重ね合せると、下図のとおりとなります。

【高齢者利用施設充足圏×平成 22(2010)年→令和 22(2040)年後期高齢者人口増減数】



※「高齢者利用施設充足圏」

※以下の①～③の利用圏域のすべてを充足するエリアとする

- ①すべてのバス停留所 300m圏内、またはすべての鉄道駅徒歩 500m圏内
- ②小児科、産婦人科、歯科を除く病院または診療所から徒歩圏 500m圏内
- ③通所系施設、訪問系施設、小規模多機能型施設より利用圏 1,000m圏内

課題抽出エリア	主な現状と課題
①につさい花みず木周辺	◇後期高齢者の増加が見込まれる。 ◇当該エリアは高齢者利用施設充足圏におおむねカバーされているが、一部圏外となっている。
②北坂戸駅周辺	◇市街化区域界の縁辺部で、特に後期高齢者の増加が見込まれる。 ◇立地する施設数は比較的多い。
③石井・片柳周辺	◇後期高齢者の増加が見込まれる。◇医療施設は歯科医院のみが立地している。 ◇高齢者にとっての公共交通空白地域が存在する。
④坂戸駅周辺	◇駅付近では、高齢者増加率は比較的低いが、駅から離れると増減率は高くなる傾向がある。◇立地する施設数は比較的多く充実している。
⑤若葉駅周辺	◇後期高齢者の増加が見込まれる。◇隣接する鶴ヶ島市のエリアでも後期高齢者の増加が著しい。◇施設立地状況は比較的充実している。
⑥関間周辺	◇後期高齢者の増加が見込まれる。◇駅から近いものの徒歩圏外であり、公共交通サービスが不足している。◇立地している施設数も少ない。
⑦東坂戸団地周辺	◇市内の中でも特に後期高齢者の増加が見込まれる。 ◇高齢者利用施設は充足されている。
⑧鶴舞団地周辺	◇後期高齢者の増加が見込まれる。◇施設立地が少ない。
⑨西坂戸団地周辺	◇後期高齢者の増加が見込まれる。◇地区の東側に医療施設が立地するものの、地区の大半は医療施設の徒歩圏外となっている。

【高齢者の福祉・健康に関する特性】

(1) 将来的な高齢者人口の動向に対応可能であると想定される現在の施設配置状況

- ・ 高齢者利用施設充足圏は人口集積エリアを中心に、市内全域に分布している。

【後期高齢者の人口カバー率】 [%]

対象	後期高齢者人口カバー率	
	H22(2010)	R22(2040) (推計値)
高齢者利用施設充足圏	28.3	59.7
高齢者福祉施設利用圏 (1km)	47.2	95.5

- ・ 以下に示すとおり、高齢者徒歩圏に医療機関が無い住宅の割合は三大都市圏の平均値と同等であり、高齢者を対象とすると医療施設の配置水準は平均的であるといえる。

【高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合】 [%]

対象	参考平均値		
	三大都市圏	地方都市の おおむね30万 都市	坂戸市
H25(2013)時点	48	50	50

(2) 健康増進に係る基盤整備の充実度の高さ

- ・ 市内のメタボリックシンドロームとその予備軍の割合は、全国平均値と同等である。
- ・ 以下に示すとおり、高齢者徒歩圏内(500m)に公園がある住宅の割合は高く、徒歩行動の促進が期待できる環境にある。

【高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合】 [%]

対象	参考平均値		
	三大都市圏	地方都市の おおむね30万 都市	坂戸市
H25 時点	45	51	7.5

【高齢者の健康・福祉に関する課題】

- ✓ 高齢者の増加に伴う施設の不足が懸念
- ✓ 現在の施設立地状況を維持するとともに、地区ごとに不足するサービスを補完することが必要
- ✓ 充実した公園の立地状況を活かした、健康増進への対策

5. 災害時の安全性に係る現状と課題分析

(1) 計画検討における法規制・災害関連状況の分析の視点

- ◆立地適正化計画における居住誘導区域は、“居住を誘導すべき区域”にて設定する必要があることから、ほかの法規制において、自然・農地保全や災害リスクの観点より、居住を規制・制限している区域については“居住に適さない区域”として考慮することが必要です。
- ◆災害履歴箇所や防犯等の観点から、空き家等についても考慮が必要となります。
- ◆本章では、基礎調査で整理した法規制・災害関連状況及び都市構造に関する評価を基に、課題分析を行います。

【居住誘導区域設定の際に考慮すべき法規制区域】

- ◆国では、以下の段階的分類により居住誘導区域の設定において、考慮すべき法規制区域として示しています。

1. 居住誘導区域に含めてはならない区域

- ✓市街化調整区域
- ✓建築基準法第39条第1項に規定する**災害危険区域のうち**、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する**建築物の建築が禁止されている区域**
- ✓農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する**農用地区域**、農地法第5条第2項第1号口に掲げる**農地や採草放牧地の区域**
- ✓自然公園法第20条第1項に規定する**特別地域**
- ✓森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された**保安林の区域**
- ✓自然環境保全法第14条第1項に規定する**原生自然環境保全地域**、同法第25条第1項に規定する**特別地区**
- ✓森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された**保安林予定森林の区域**、同法第41条の規定により指定された**保安施設地区**、同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された**保安施設地区**に予定された地区
- ✓急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する**急傾斜地崩壊危険区域**
- ✓地すべり等防止法第3条第1項に規定する**地すべり防止区域**
※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く
- ✓土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する**土砂災害特別警戒区域**
- ✓特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する**浸水被害防止区域**

2. 原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域

- ✓津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項に規定する**津波災害特別警戒区域**
- ✓**災害危険区域**(建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)

3. 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域

- ✓土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する**土砂災害警戒区域**
- ✓津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する**津波災害警戒区域**
- ✓水防法第14条第1項に規定する**浸水想定区域**
- ✓土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びそのほかの調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

出典：国土交通省資料「改正都市再生特別措置法等について」

(2) 災害時の安全性に係る課題整理

居住誘導区域内の災害リスクの分析を行うため、発生するおそれのある災害ハザード情報を整理することが必要です。そのため、国土交通省が示す手引きに基づき、坂戸市防災マップなどにより災害発生の可能性のあるエリアが明らかにされている土砂災害、洪水、内水、地震に関する災害ハザード情報を対象とします。

なお、浸水想定区域については、発生頻度に応じた被害状況の多段階の確認のため、想定最大規模と計画規模の両面から整理することとします。

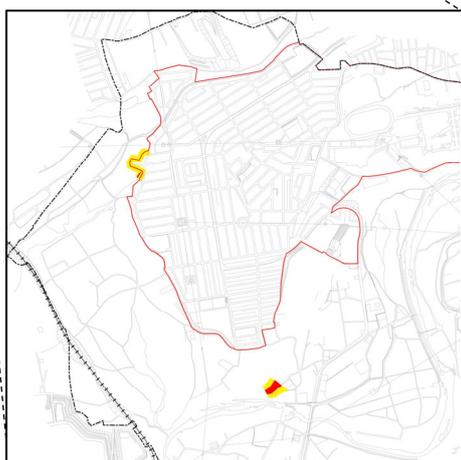
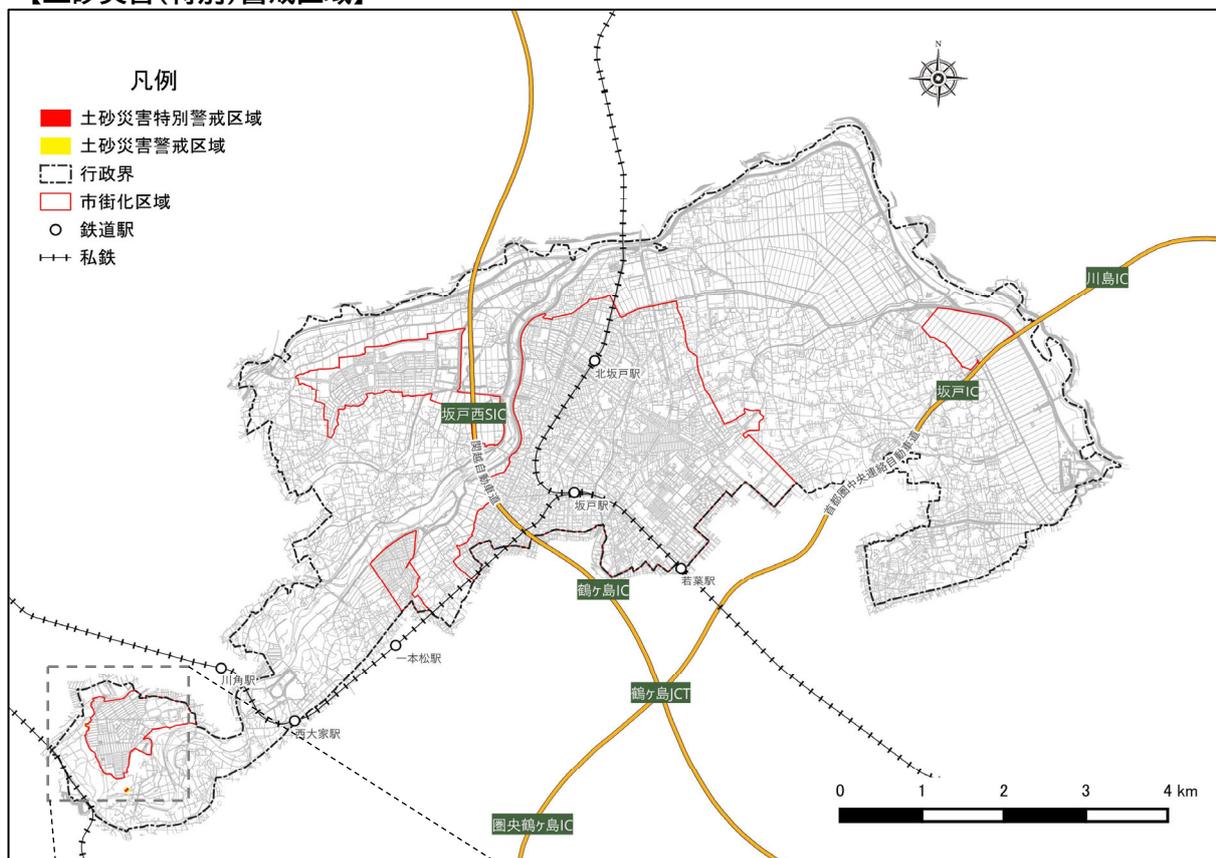
【対象とする災害ハザード情報】

区分	災害ハザード情報
土砂災害	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	大規模盛土造成地
洪水	洪水浸水想定区域(想定最大規模)(浸水深)
	洪水浸水想定区域(計画規模)(浸水深)
	洪水浸水想定区域(浸水継続時間)
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
内水	浸水実績区域
地震・火災	震度分布
	液状化
	建物倒壊危険度
避難場所等	避難場所
	避難所・地域防災拠点

1) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

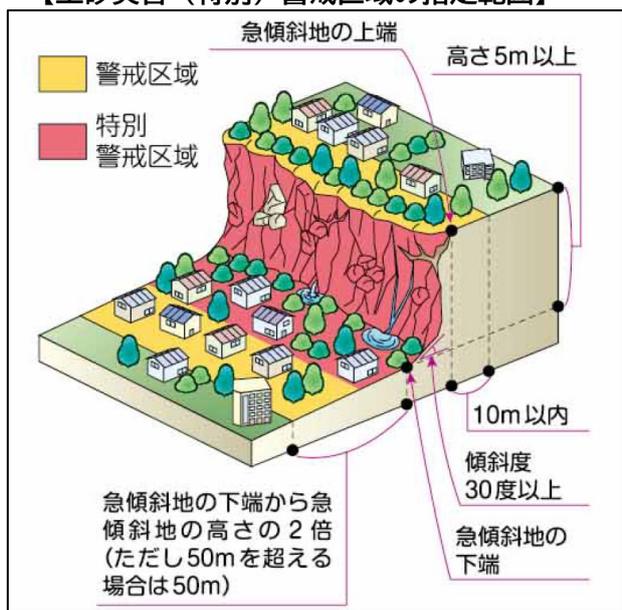
土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は、市南西部の多和目及び西坂戸三丁目の一部に指定されています。

【土砂災害(特別)警戒区域】



出典:坂戸市資料

【土砂災害(特別)警戒区域の指定範囲】

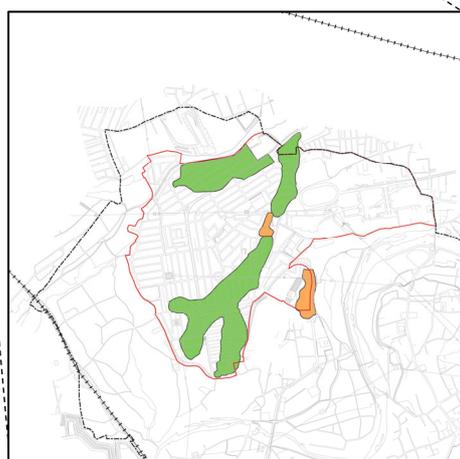
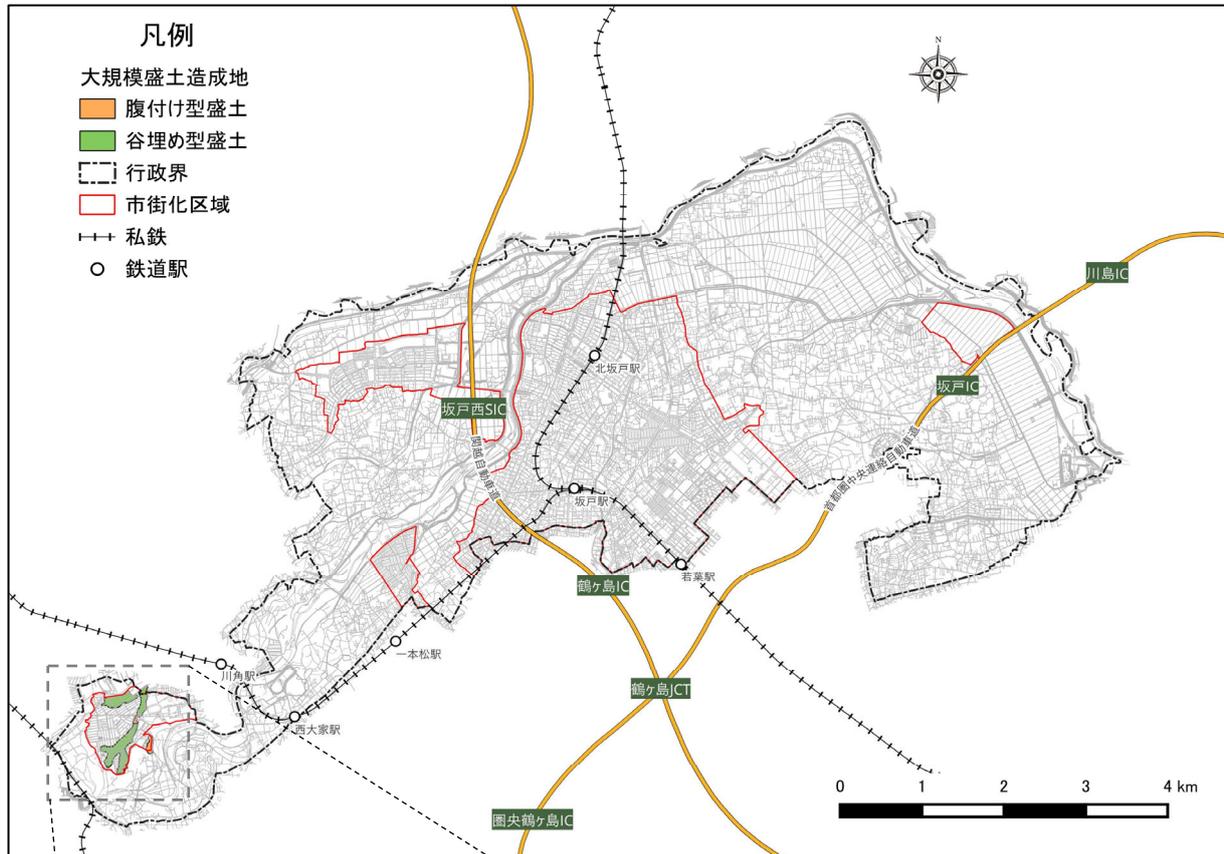


出典:坂戸市防災マップ

2) 大規模盛土造成地

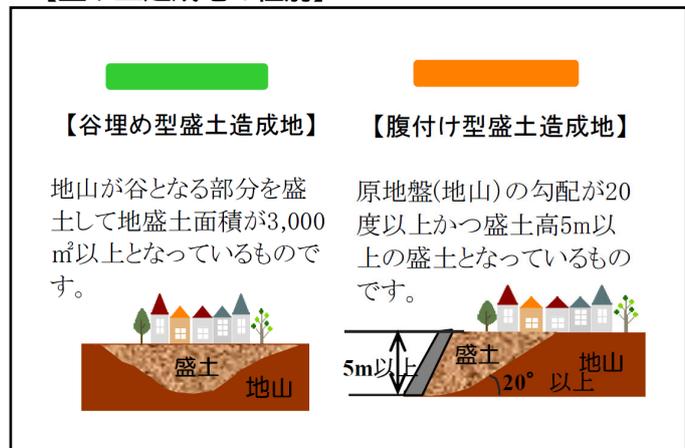
埼玉県が平成 20(2008) 年度から平成 22(2010) 年度に行った基礎調査によると、城山周辺に大規模盛土造成地が7か所あり、谷埋め型盛土造成地が5か所、腹付け型盛土造成地が2か所となっています。

【大規模盛土造成地位置図】



出典:坂戸市資料

【盛り土造成地の種別】



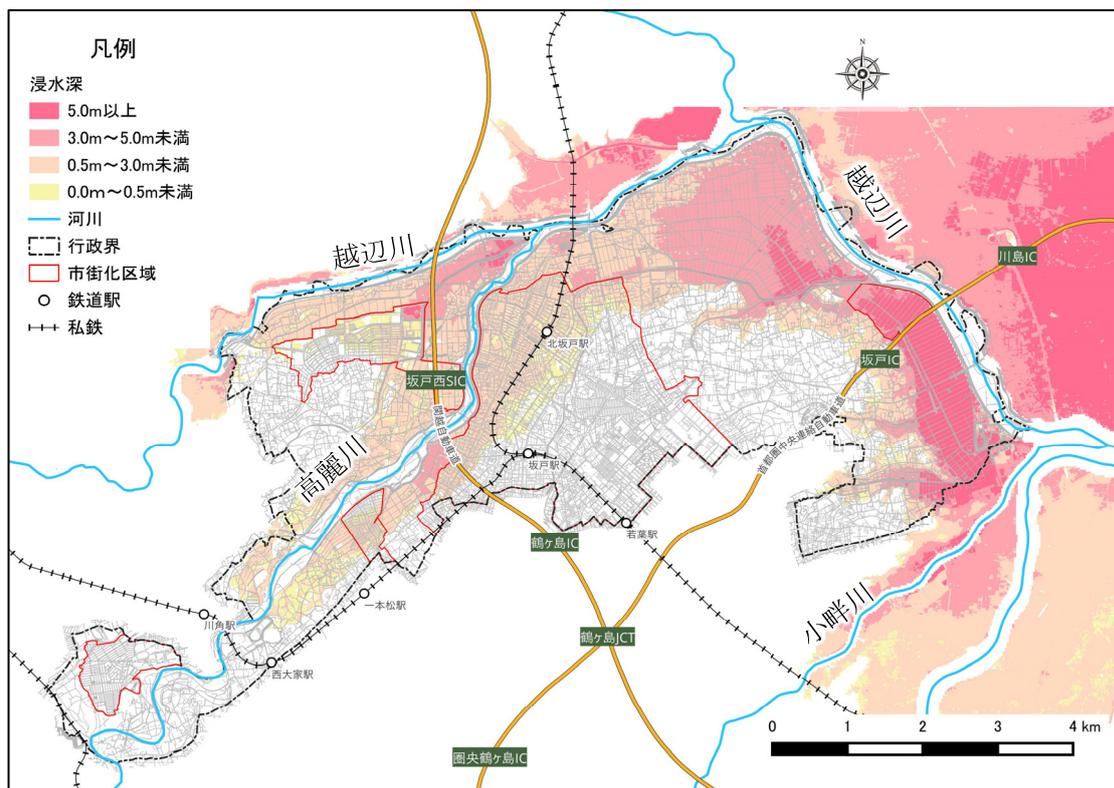
出典:埼玉県 宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地マップ)

3) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)(国管理河川:越辺川、高麗川、小畔川)

荒川上流河川事務所が作成する浸水想定区域は、越辺川・高麗川・小畔川沿いに想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が広がっています。赤尾、横沼、小沼、紺屋、東和田、新ヶ谷等の一部地域で最大で5.0m以上の浸水が想定されています。

また、北坂戸駅周辺やにつさい花みず木地区、鶴舞地区等の市街化区域内において、浸水深0.5~3.0m未満の想定がみられます。

【国管理河川浸水想定区域(想定最大規模)】



※荒川水系荒川(河口から上流 89.8k まで)と支川の入間川(荒川合流点から上流 16.1k まで)、越辺川(入間川合流点から 15.0k まで)、小畔川(越辺川合流点から 5.3k まで)、高麗川(越辺川合流点から 6.4k まで)、都幾川(越辺川合流点から 6.6k まで)の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面

※現時点の荒川水系の河道及び二瀬ダム・滝沢ダム・浦山ダム・合角ダム・有間ダム、荒川第一調節池等の洪水調節施設の整備状況等を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により荒川及び入間川流域が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの

【対象河川】

荒川水系荒川 実施区間：(左岸) 埼玉県深谷市荒川から海まで、(右岸) 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜から海まで

荒川水系入間川 実施区間：(左岸) 埼玉県川越市大字的場から荒川への合流点まで、(右岸) 埼玉県川越市大字池辺から荒川への合流点まで

荒川水系越辺川 実施区間：(左岸) 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼から入間川への合流点まで、(右岸) 埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林から入間川への合流点まで

荒川水系小畔川 実施区間：埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで

荒川水系高麗川 実施区間：埼玉県坂戸市大字森戸から越辺川への合流点まで

荒川水系都幾川 実施区間：(左岸) 埼玉県東松山市大字石橋から越辺川への合流点まで、(右岸) 埼玉県東松山市大字下唐子から越辺川への合流点まで

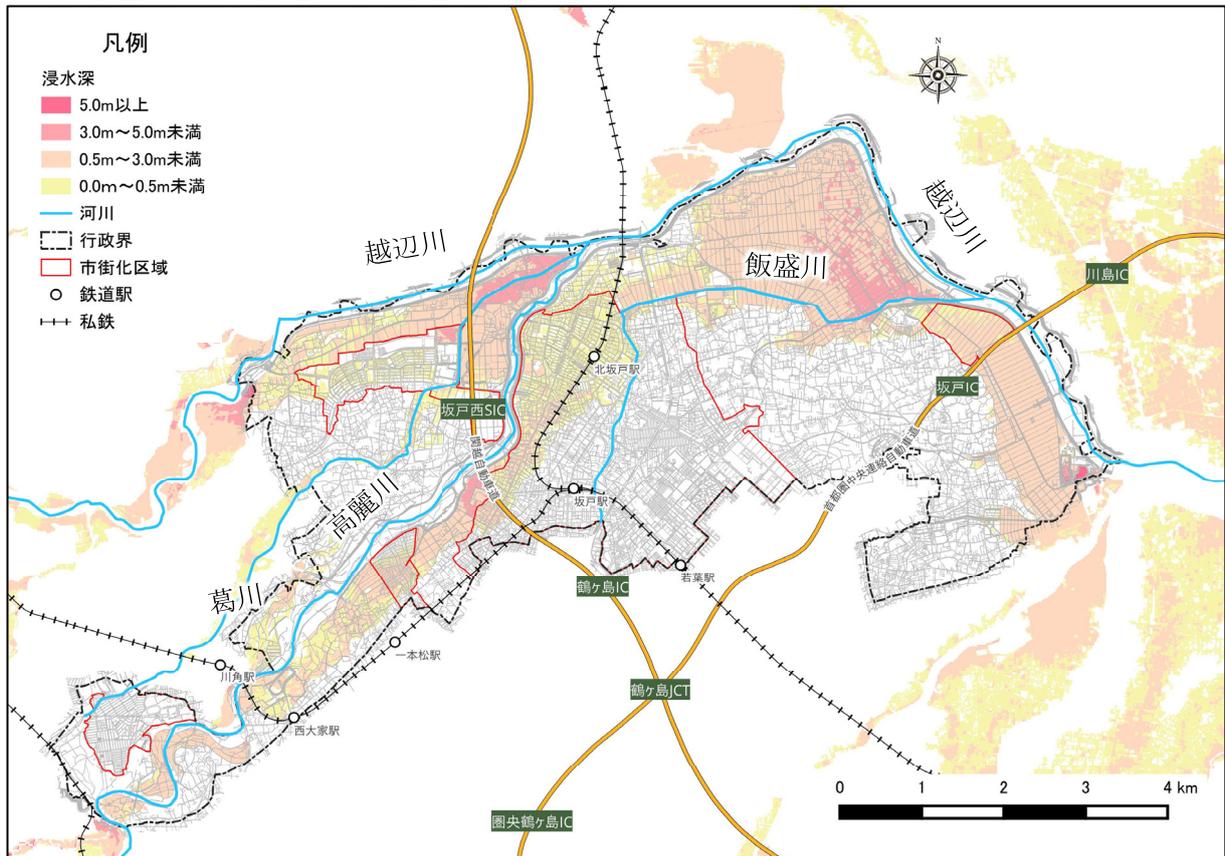
【指定年月日】荒川・小畔川：平成 28 年 5 月 30 日、入間川・越辺川・高麗川・都幾川：令和元年 6 月 20 日
 【想定降雨】荒川流域の 3 日間総雨量 632mm、入間川流域の 3 日間総雨量 740mm

出典：洪水浸水想定区域図(荒川上流河川事務所)

4) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)(県管理河川:越辺川上流部、高麗川上流部、葛川、飯盛川、葛川放水路)

埼玉県が作成する水害リスク情報図に基づく浸水想定区域は、越辺川・高麗川・飯盛川・葛川・葛川放水路沿いに広がっています。赤尾、東和田、新ヶ谷、戸口等の一部地域で最大3.0～5.0m未満の浸水が想定されています。

【県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)】



※荒川水系入間川流域(県管理区間)について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合場合に想定される水深を表示した図面

※各シミュレーションの実施にあたっては、対象となる河川以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります

【対象河川】

荒川水系越辺川	実施区間:(左岸) 入間郡越生町大字黒山字南山 1188 番地先から国管理区間上流端まで (右岸) 入間郡越生町大字黒山字東 697 番地先から国管理区間上流端まで
荒川水系高麗川	実施区間:(左岸) 飯能市大字坂元字小ノ神戸 1345 番地先から国管理区間上流端まで (右岸) 飯能市大字坂元字長比良 697 番地先から国管理区間上流端まで
荒川水系葛川	実施区間:(左岸) 入間郡毛呂山町大字下川原字田向 461 番の 35 地先から越辺川への合流点まで (右岸) 入間郡毛呂山町大字下川原字田向 461 番の 35 地先から越辺川への合流点まで
荒川水系飯盛川	実施区間:(左岸) 坂戸市大字片柳字風原 549 番の 2 地先越辺川への合流点まで (右岸) 坂戸市大字片柳字西谷 722 番の 2 地先から越辺川への合流点まで
荒川水系葛川放水路	実施区間:(左岸) 葛川分派点から高麗川合流点まで (右岸) 葛川分派点から高麗川合流点まで

【公表年月日】令和2年5月26日

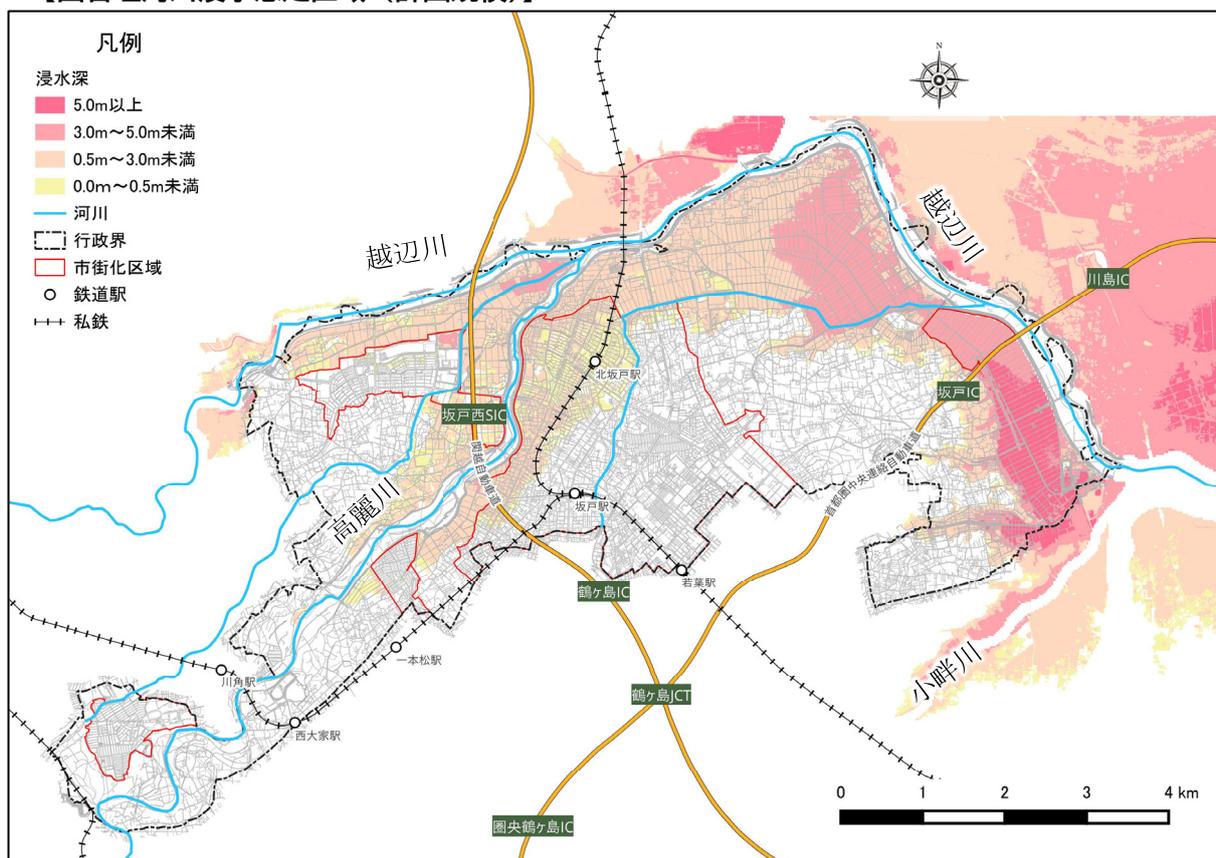
【想定降雨】入間川流域の3日間総雨量 740mm

出典:洪水浸水想定区域図(埼玉県国土整備部河川砂防課)

5) 洪水浸水想定区域 (計画規模) (国管理河川：越辺川、高麗川、小畔川)

荒川上流河川事務所が作成する計画規模降雨による洪水浸水想定区域は、0.5～3.0m未満の浸水深が越辺川及び高麗川沿いに広がっています。一方で、横沼や紺屋等で 5.0m以上の浸水深が想定されており、赤尾や小沼等では 3.0～5.0m未満の浸水深が想定されています。

【国管理河川浸水想定区域 (計画規模)】



※荒川水系荒川（河口から上流 89.8k まで）と支川の入間川（荒川合流点から上流 16.1k まで）、越辺川（入間川合流点から 15.0k まで）、小畔川（越辺川合流点から 5.3k まで）、高麗川（越辺川合流点から 6.4k まで）、都幾川（越辺川合流点から 6.6k まで）の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた計画規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面

※現時点の荒川水系の河道及び二瀬ダム・滝沢ダム・浦山ダム・合角ダム・有間ダム、荒川第一調節池等の洪水調節施設の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率（荒川では 1/200（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/200（0.5%））、入間川流域では 1/100（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/100（1.0%）））に伴う洪水により荒川及び入間川流域が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの

【対象河川】

荒川水系荒川 実施区間：（左岸） 埼玉県深谷市荒川から海まで、（右岸） 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜から海まで

荒川水系入間川 実施区間：（左岸） 埼玉県川越市大字的場から荒川への合流点まで、（右岸） 埼玉県川越市大字池辺から荒川への合流点まで

荒川水系越辺川 実施区間：（左岸） 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼から入間川への合流点まで、（右岸） 埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林から入間川への合流点まで

荒川水系小畔川 実施区間：埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで

荒川水系高麗川 実施区間：埼玉県坂戸市大字森戸から越辺川への合流点まで

荒川水系都幾川 実施区間：（左岸） 埼玉県東松山市大字石橋から越辺川への合流点まで、（右岸） 埼玉県東松山市大字下唐子から越辺川への合流点まで

【指定年月日】 荒川、小畔川：平成 28 年 5 月 30 日、入間川、越辺川、高麗川、都幾川：令和元年 6 月 20 日

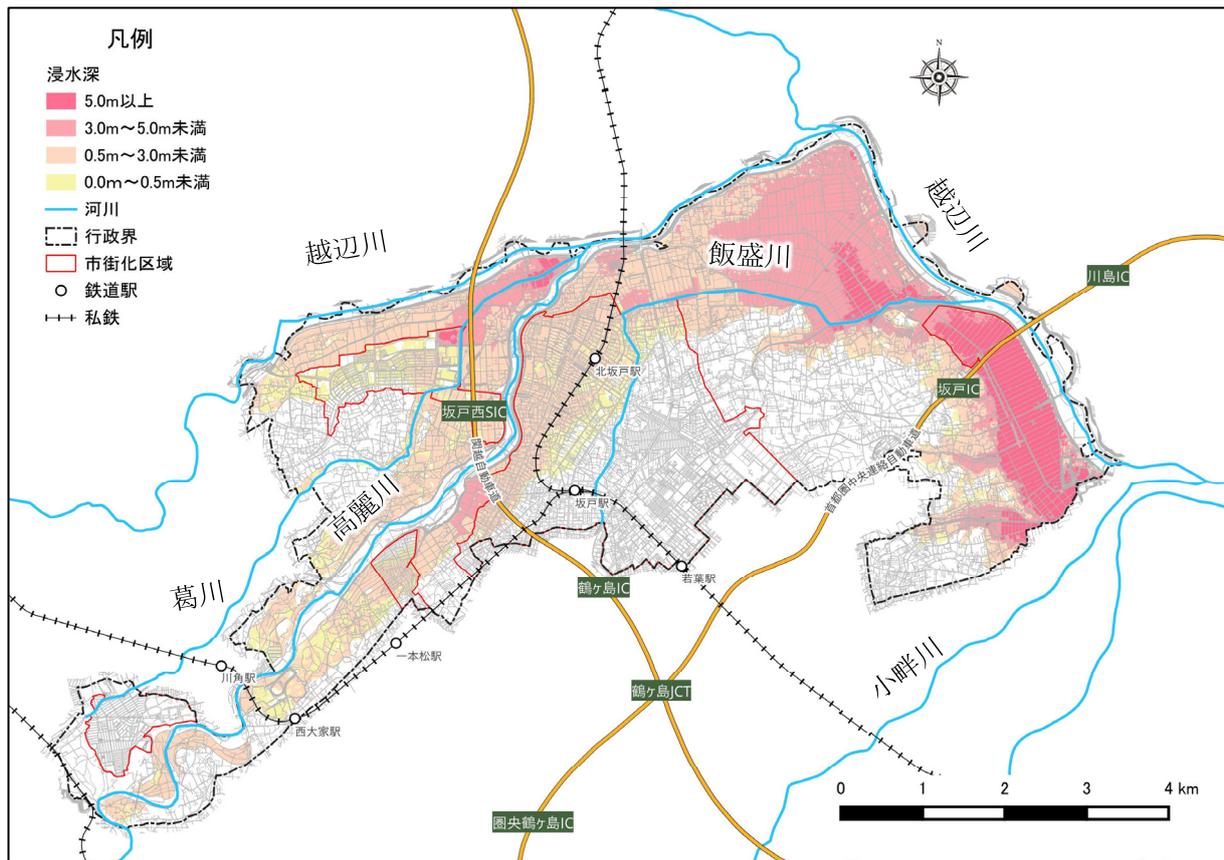
【想定降雨】 荒川流域の 3 日間総雨量 516mm、入間川流域の 3 日間総雨量 462mm

出典：洪水浸水想定区域図(荒川上流河川事務所)

6) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)(坂戸市防災マップで用いている国・県管理河川の重ね合わせ)

国管理河川及び県管理河川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域は、北坂戸駅周辺やにっさい花みず木地区、鶴舞地区等の市街化区域内において、浸水深 0.5~3.0m未滿の想定がみられます。

【国管理河川及び県管理河川の洪水浸水想定区域(想定最大規模)】

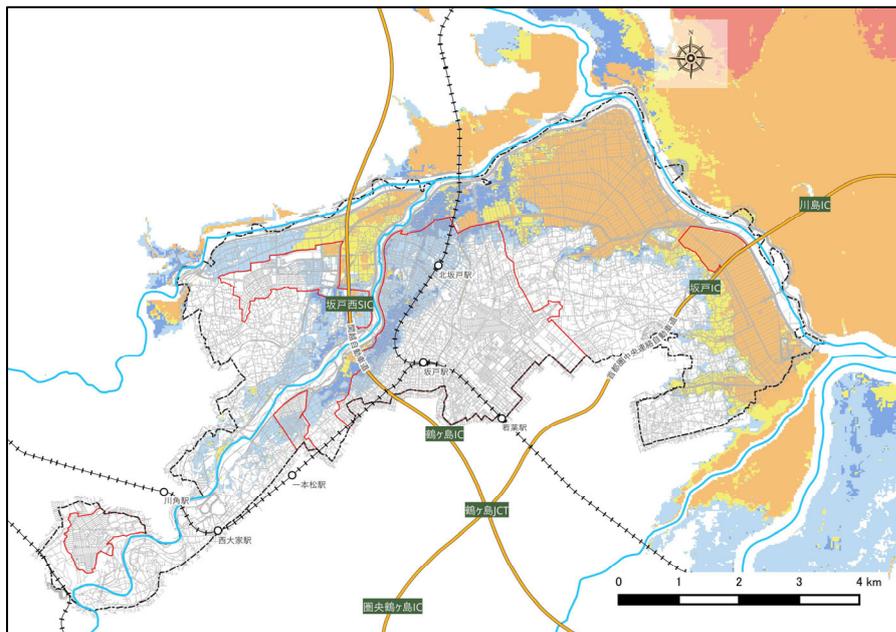


7) 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）（国管理河川・県管理河川）

浸水継続時間とは、浸水深が0.5mに達してから、0.5mを下回るまでの時間であり、浸水継続時間が3日を超えると、健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされています。

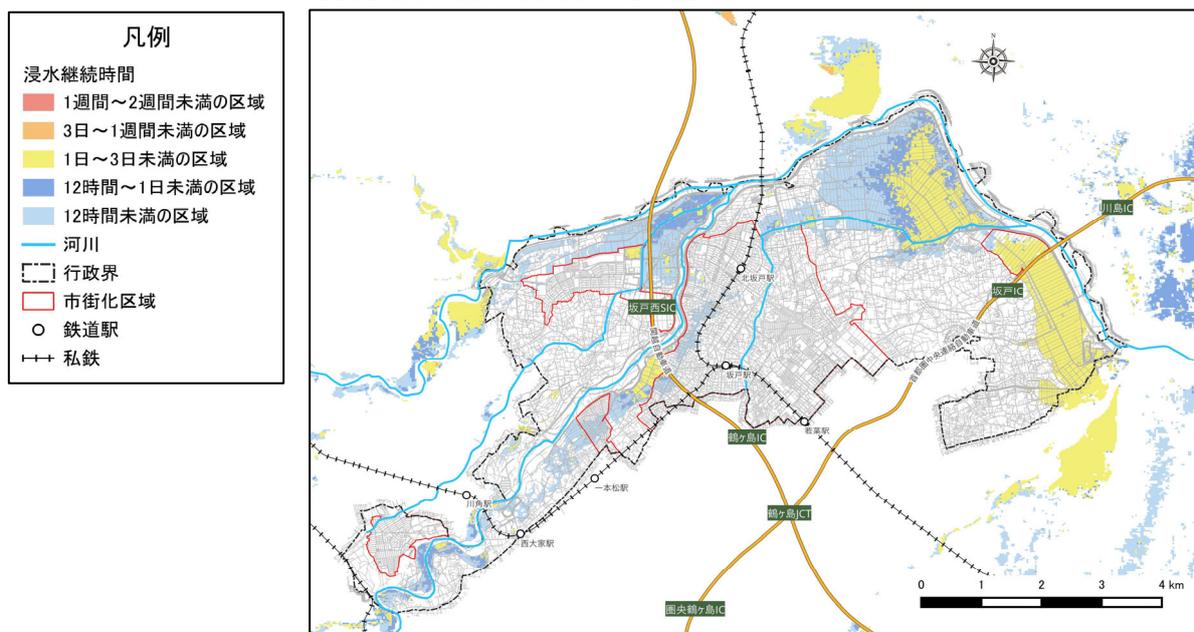
市街化区域内では3日以上の浸水継続時間はほとんどみられません。一定期間は浸水継続のリスクがあります。市街化調整区域である東部の越辺川沿いの地域で浸水継続時間が3日～1週間未満の区域が広がっています。

【浸水継続時間（国管理河川）】



出典：洪水浸水想定区域図
（荒川上流河川事務所）

【浸水継続時間（県管理河川）】

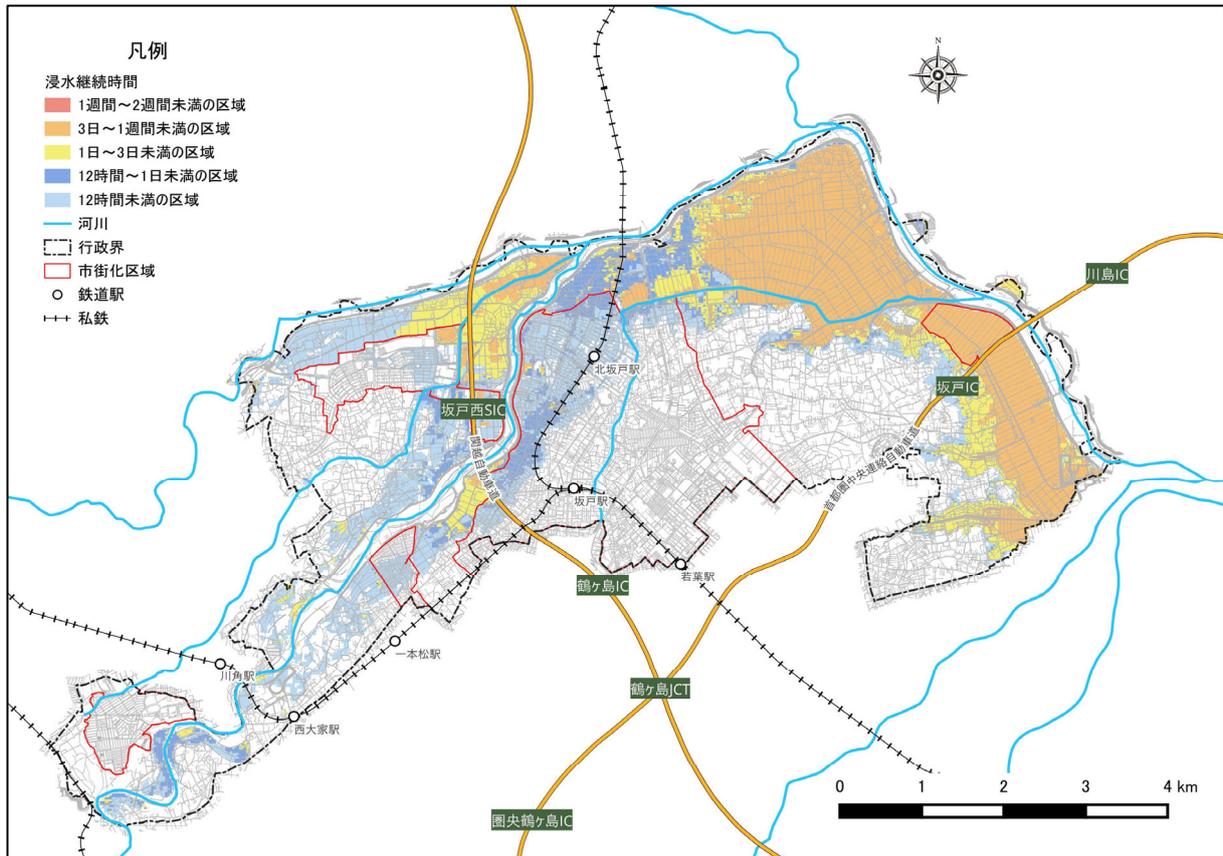


出典：洪水浸水想定区域図(埼玉県県土整備部河川砂防課)

8) 洪水浸水想定区域(浸水継続時間)(坂戸市防災マップで用いている国・県管理河川の重ね合わせ)

国管理河川及び県管理河川の想定最大規模降雨による浸水継続時間は、東部の越辺川沿いの地域で3日～1週間未満の区域が広がっています。

【国管理河川及び県管理河川の浸水継続時間(想定最大規模)】



出典:坂戸市防災マップ

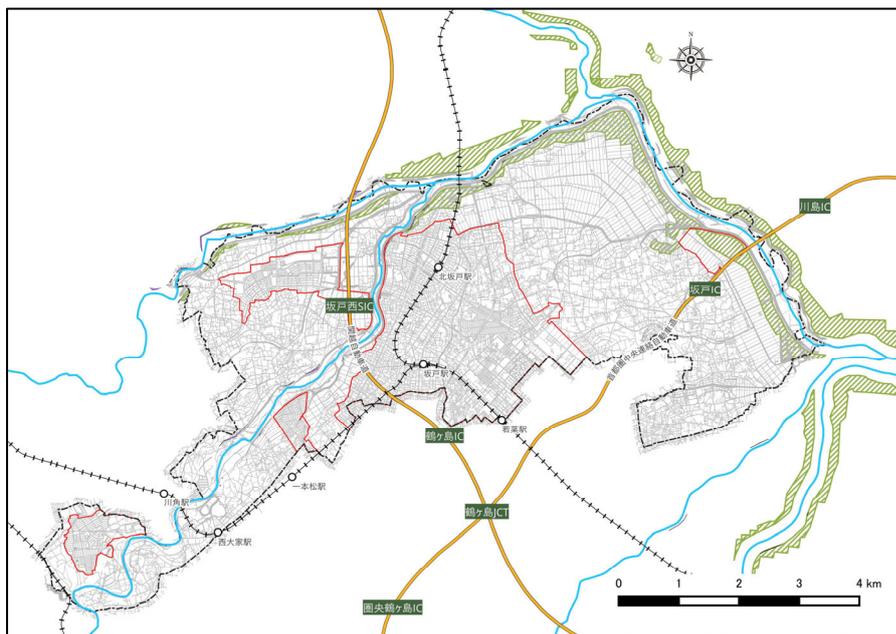
9) 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防決壊等に伴い、家屋の倒壊・流失をもたらすような激しい氾濫流や河岸侵食の発生が想定される区域です。

国管理河川である越辺川及び高麗川沿岸部には広く氾濫流が指定されていますが、市街化区域内には指定されていません。なお、伊豆の山町等の市街化区域の一部地域に河岸侵食が指定されています。

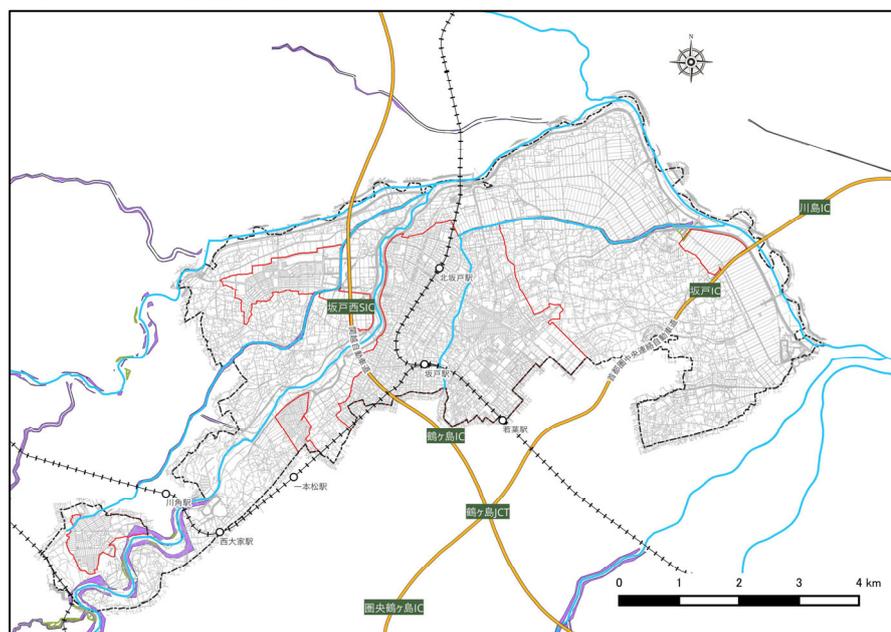
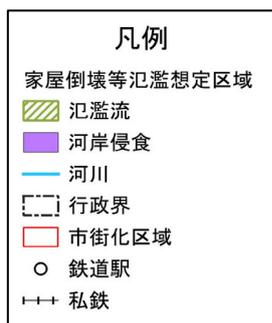
また、県管理河川である葛川及び高麗川等に河岸侵食が指定されており、特に大家地区において広く指定されています。

【家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）】



出典：洪水浸水想定区域図
 (荒川上流河川事務所、洪水浸水想定区域図(埼玉県県土整備部河川砂防課))

【家屋倒壊等氾濫想定区域（計画規模）】



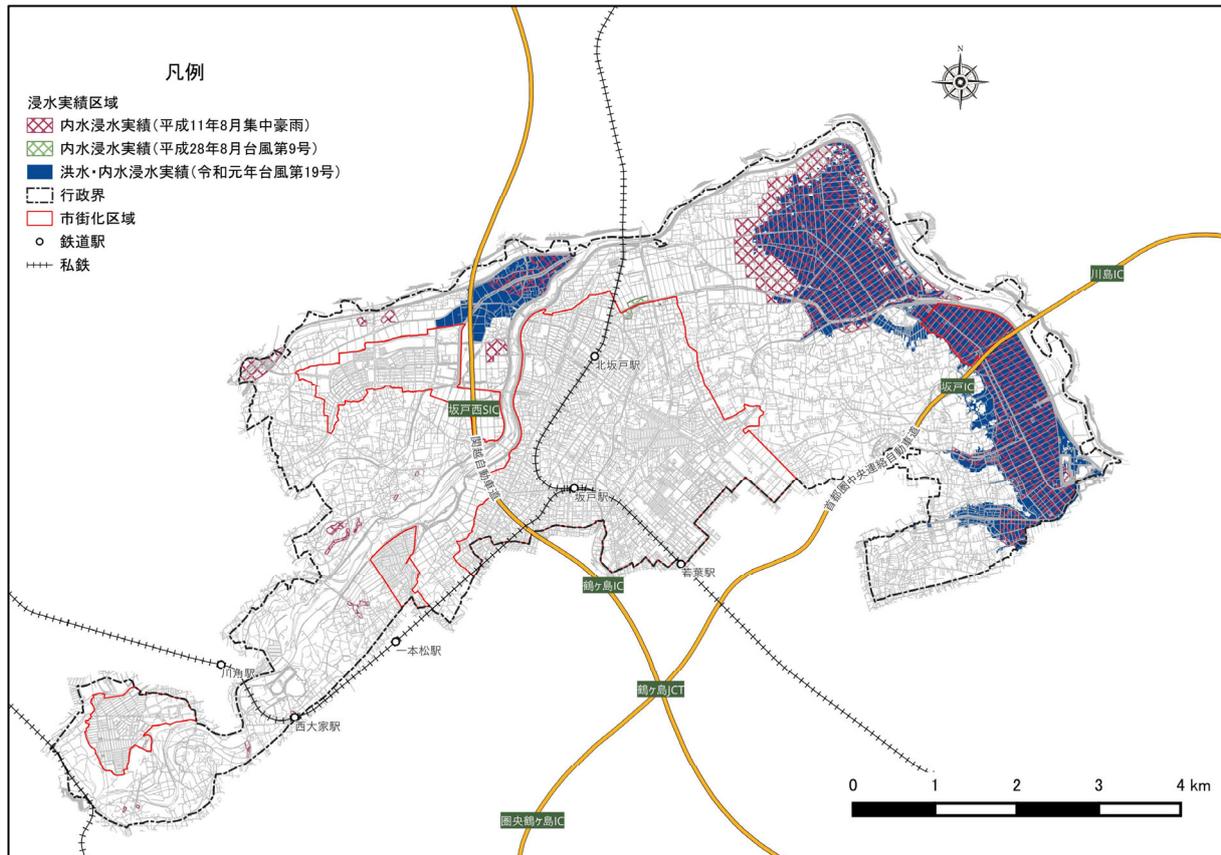
出典：洪水浸水想定区域図(荒川上流河川事務所)
 洪水浸水想定区域図(埼玉県県土整備部河川砂防課)

10) 浸水実績区域

洪水・内水浸水実績として被害範囲が広範囲にわたったのは、平成 11(1999) 年 8 月の集中豪雨及び令和元(2019) 年の台風第 19 号となっています。

また、平成 28(2016)年 8 月の台風第 9 号では片柳で被害が発生しており、市街化区域内の一部においても被害が確認されています。

【洪水・内水実績】



【平成 11 年 8 月集中豪雨(内水)】

熱帯低気圧がもたらした大雨により、「本川」の水位が「支川」の水位を超えたことによるバックウォーター現象が発生するなどしたことから、市内で大規模な内水被害をもたらしました。

浸水区域は、当時の現地調査記録をもとに記載していますが、実際の浸水区域と異なる可能性があります。

【平成 28 年 8 月台風第 9 号(内水)】

8 月 22 日に襲来した台風第 9 号は、短時間の大雨により、飯盛川の水位が急激に上昇し、溢れたことで、片柳地内において内水被害をもたらしました。

浸水区域は、当時の現地調査記録をもとに記載していますが、実際の浸水区域と異なる可能性があります。

【令和元年 10 月台風第 19 号(洪水・内水)】

気象庁が「令和元年東日本台風」と呼称を定めたこの台風は、大雨により越辺川右岸堤防（川越市平塚新田地先）が決壊し、大規模な洪水被害が発生したほか、飯盛川や葛川が溢れたことなどによる大規模な内水被害をもたらしました。

浸水区域は国土地理院作成「令和元年台風 19 号に伴う大雨による浸水推定段彩図」及び国土交通省荒川上流河川事務所実施の浸水痕跡調査をもとに記載したのですが、実際の浸水区域とは異なる可能性があります。

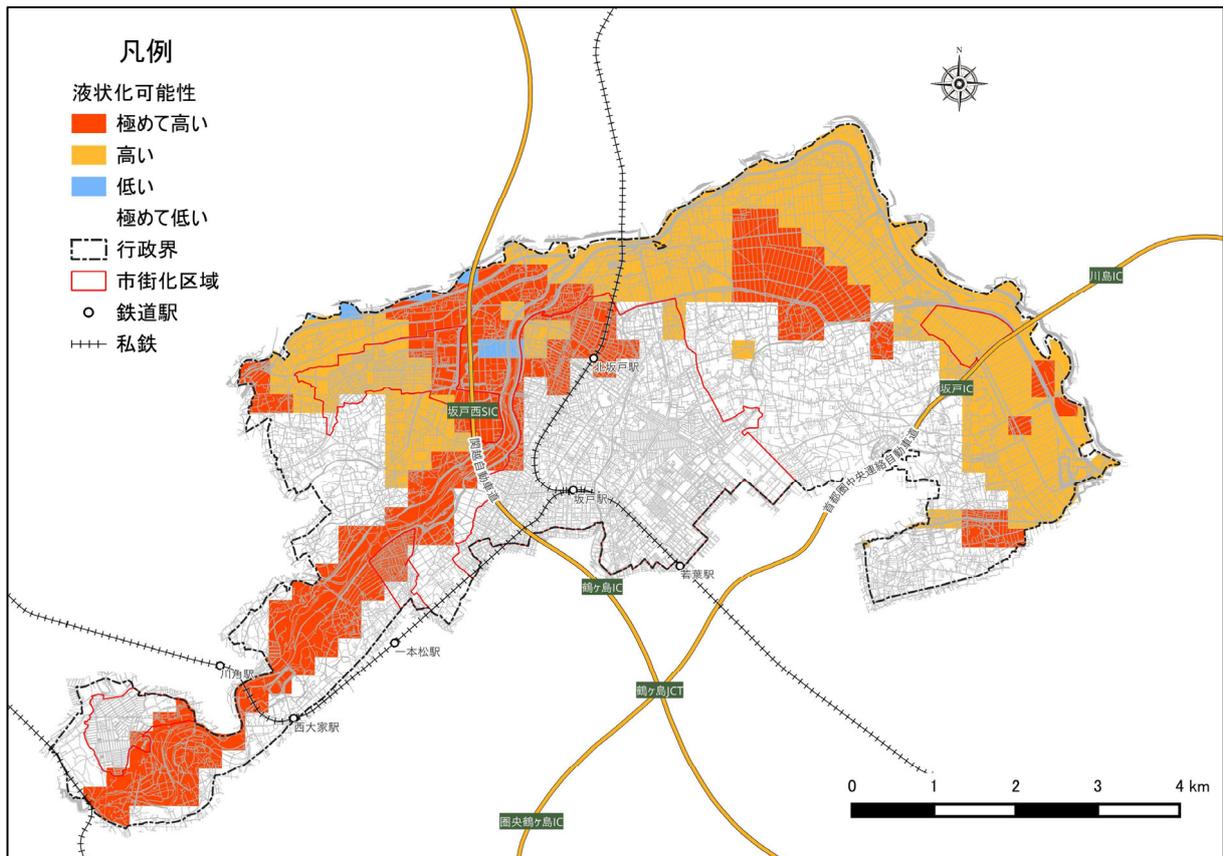
出典：坂戸市水害ハザードマップ(浸水実績区域・浸水継続時間)

12) 液状化可能性

本市で最も影響が大きいと想定される、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）（マグニチュード 8.1）が発生した場合、高麗川沿岸部を中心に液状化の可能性が、「極めて高い」ことが予測されており、市街化区域内の一部地域にも液状化の可能性がみられます。

市街化区域内では、特に北坂戸駅周辺やにっさい花みず木地区での液状化の可能性が高くなっています。

【液状化可能性位置図】



【液状化について】

液状化とは、地下水を含む地盤が、強い揺れて泥水のような現象をいい、地盤の上の建物を傾かせたり沈めさせたりします。平成 23 年(2011 年)の東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、千葉県内の埋立地で大規模な液状化現象が発生し、戸建て住宅とライフラインに大きな被害がもたらされました。

【地震前】
地盤のすき間に水をたくさん含みながらも砂の粒子同士が接触し建築物を支えています。

【地震中】
砂の粒子がバラバラになり、水に浮いた状態になります。

【地震後】
バラバラになった砂の粒子が沈み、地面には水が出てきたり、地面の裂け目から砂まじりの泥水が吹き出したりします。このようになるとその地盤は建築物を支えることができなくなり、建築物は土の中に沈み込んだり倒壊したりしてしまいます。

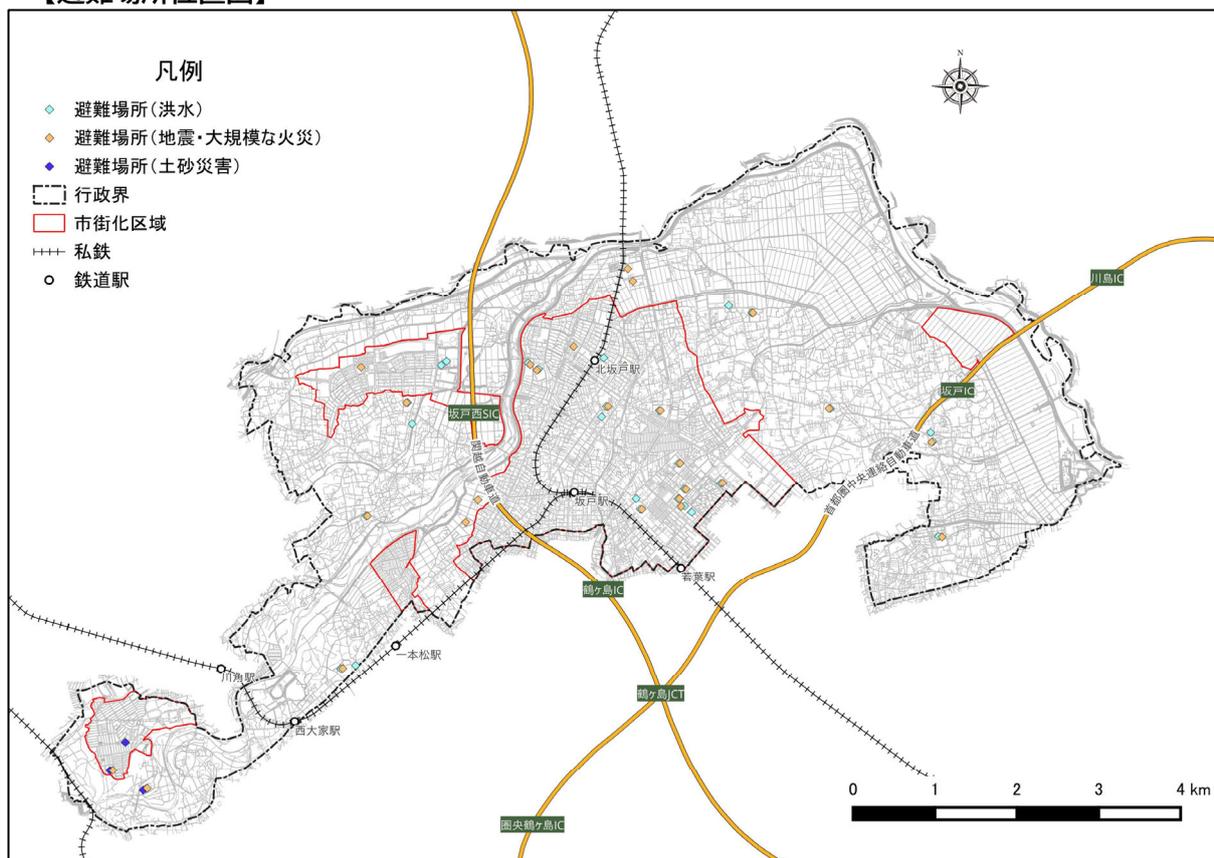
マンホール、砂の粒子、地下水

出典:坂戸市資料、坂戸市防災マップ

14) 避難場所

本市では、災害発生時に緊急的に逃げ込む「避難場所」を、洪水の際は31か所、地震・大規模な火災の際は26か所、土砂災害の際は3か所指定しており、市内に広く位置づけています。

【避難場所位置図】



出典:坂戸市資料、坂戸市防災マップ

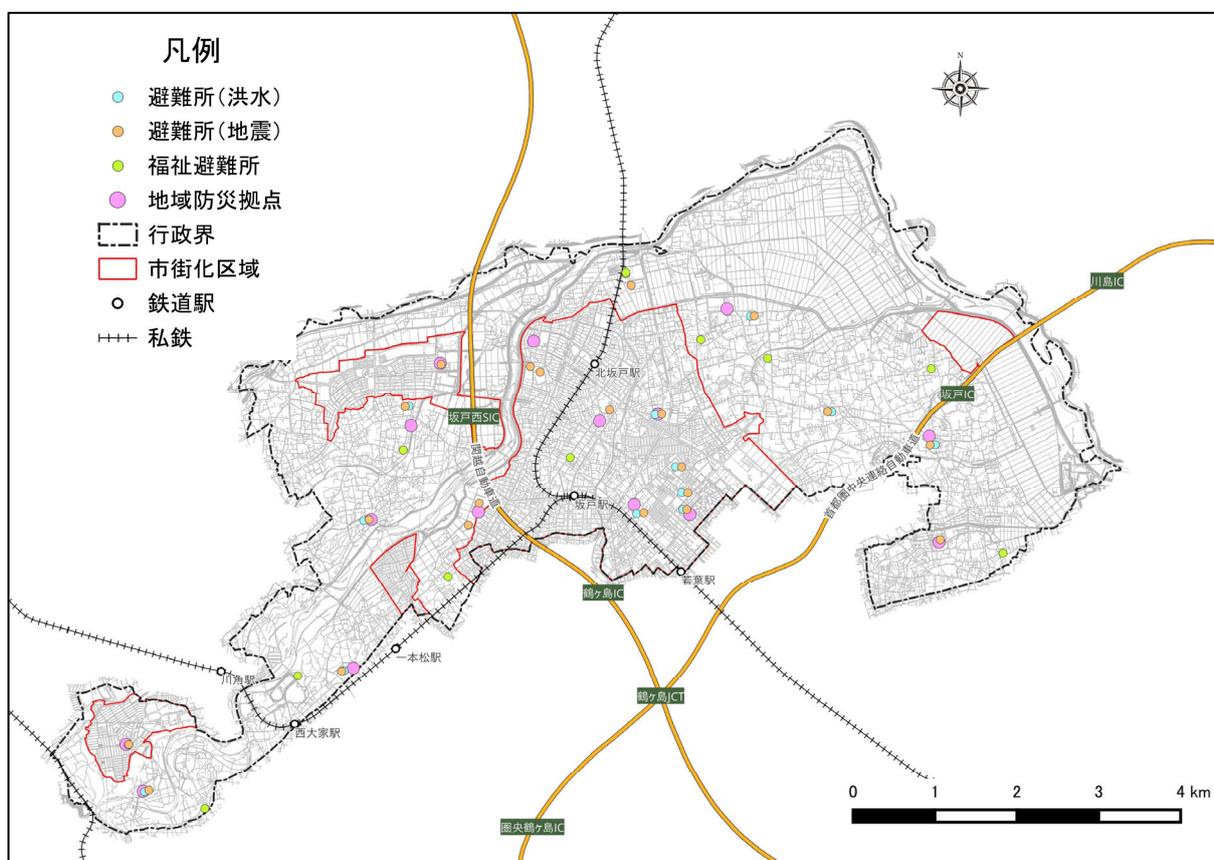
15) 避難所・地域防災拠点

自宅が被災し住めなくなった方が、一定期間避難生活を送る「避難所」が洪水の際は13か所、地震の際は22か所指定しており、避難場所と同様に市内に広く位置づけています。

また、洪水等の各災害に対応できるよう、災害リスクに応じた避難所の指定に加えて、避難所での避難生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、傷病者等の防災上特に配慮を要する方）やその介助者が避難生活を送る施設である「福祉避難所」の指定も行っています。

主に大地震発生時に情報収集活動などの拠点となる「現地災害対策本部」が設置される「地域防災拠点」は、市内15か所の施設が指定されています。

【避難所・地域防災拠点位置図】



出典:坂戸市資料、坂戸市防災マップ

【参考】避難場所・避難所・地域防災拠点一覧（公園は除く）

No.	名称	地域 防災 拠点	避難場所				避難所		住所	屋 内 面 積 (㎡)	屋 外 面 積 (㎡)
			洪 水	土 砂 災 害	地 震	大 規 模 な 火 事	洪 水	地 震			
1	三芳野地域交流センター	●	●					横沼 153-3	459	—	
2	三芳野小学校		●		●	●	●	横沼 213-2	730	10,860	
3	上谷小学校	●	▲		●	●	●	東坂戸 1-1	866	10,204	
4	勝呂地域交流センター	●	▲					石井 1526	331	—	
5	勝呂小学校		△		●	●	△	石井 1800	733	11,581	
6	住吉中学校		●		●	●	●	塚越 114-1	1,553	17,701	
7	中央地域交流センター	●	●					千代田 1-2-3	568	—	
8	坂戸中学校		●		●	●	●	千代田 1-3-1	1,146	16,360	
9	坂戸市文化会館	●	▲					元町 17-1	759	—	
10	坂戸小学校		▲		●	●	●	薬師町 1650	850	13,962	
11	県立坂戸ろう学園	●	●		●	●	●	鎌倉町 14-1	693	7,735	
12	片柳小学校		×		●	●	×	片柳 501	866	10,087	
13	県立坂戸高等学校		×		●	●	×	上吉田 586	2,104	23,788	
14	北坂戸地域交流センター	●						伊豆の山町 17-54	509	—	
15	桜小学校		▲		●	●	●	泉町 3-28-7	866	10,721	
16	桜中学校		▲		●	●	●	泉町 3-25-8	961	15,060	
17	坂戸市文化施設オルモ		▲					芦山町 1-2	—	—	
18	浅羽野地域交流センター	●						浅羽 779-4	481	—	
19	浅羽野小学校		×		●	●	×	浅羽 810	866	10,584	
20	浅羽野中学校		×		●	●	×	浅羽 753-1	958	16,876	
21	千代田地域交流センター	●	●					千代田 4-12-6	481	—	
22	千代田小学校		●		●	●	●	千代田 2-17-5	866	10,168	
23	南小学校		●		●	●	●	千代田 4-8-1	866	8,192	
24	千代田中学校		●		●	●	●	千代田 4-3-1	958	16,105	
25	入西地域交流センター	●	▲					新堀 159-1	414	—	
26	入西小学校		●		●	●	●	新堀 265	747	15,037	
27	健康増進施設	●	▲				●	にっさい花みず木 1-3	910	—	
28	西清掃センター		▲					にっさい花みず木 1-5	—	—	
29	大家地域交流センター	●	●					森戸 445	405	—	
30	大家小学校		●		●	●	●	森戸 449-1	733	12,646	
31	若宮中学校	●	△		●	●	△	成願寺 327-2	855	14,051	
32	城山地域交流センター	●	●	●			●	西坂戸 5-34-1	495	—	
33	城山学園	●	△	●	●	●	△	多和目 788	894	14,541	

●：使用できる施設

×：使用できない施設

▲：2階以上を使用する施設（一時的な避難所）

△：施設内の一部のみ使用できる施設

【災害時の市街地の安全性に関する特性】

- (1) 城山地域は丘陵地となっているため、一部に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されており、大規模造成地もみられます。
- (2) 浸水洪水に関する想定区域は、高麗川及び越辺川沿岸部の広い範囲に指定されており、最大で5.0m以上の浸水が想定されています。
- (3) 家屋倒壊等氾濫想定区域は、高麗川及び越辺川沿岸部に広く氾濫流が指定されており、一部地域には河岸侵食も指定されています。
- (4) 市街化調整区域では、過去の集中豪雨や台風により、広い範囲で内水被害が発生しています。
- (5) 市内において最大震度7が想定される「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、市街化区域内での液状化や建物倒壊の危険性が想定されています。



【災害時に対する市街地の安全性に関する課題】

- ✓ **居住誘導区域を設定する市街化区域内においても、防災上危険性のあるエリアがあるため、居住誘導を図っていくか否か検討が必要**
- ⇒詳細な災害ハザード情報の分析は、「第6章 防災指針 (P100)」参照

6. 財政の健全性に係る現状と課題分析

(1) 計画検討における財政状況の分析の視点

- ◆今後の都市経営においては、人口減少・少子高齢化の状況下にあっても財政運営の持続性を確保することが必要となります。高齢者の増加等に伴う扶助費等の義務的経費が増える中、都市計画分野では、都市インフラの新規整備や老朽化対応のための投資的経費を効率良く配分していくことが必要となります。
- ◆その整理における視点の一つとしては、立地適正化計画に基づくコンパクトシティの推進による効果的・計画的な基盤整備があります。
- ◆本章では、基礎調査で整理した過年度の税収額の傾向等を基に、課題分析を行います。

(2) 財政の健全性に係る課題整理

平成 18(2006)年度及び平成 28(2016)年度の財政状況の推移については円グラフのとおりであり、併せて高齢者数と扶助費の推移を示します。

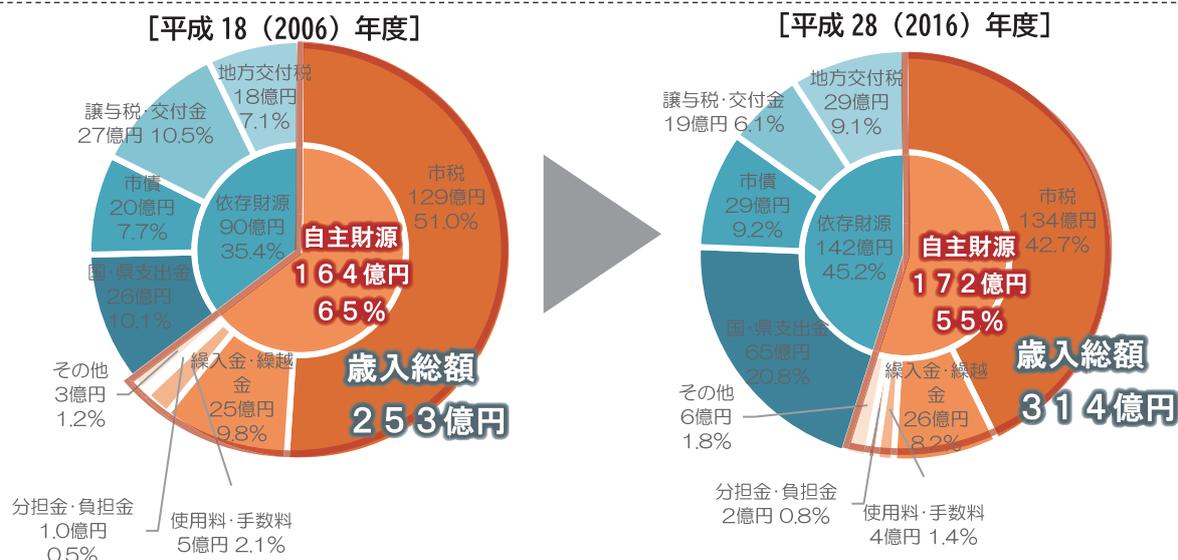
【財政力(自主財源)の推移】

自主財源比率の推移

[平成 18(2006)年度]
6.5% (164億円)

[平成 28(2016)年度]
5.5% (172億円)

+5% (+8億円)



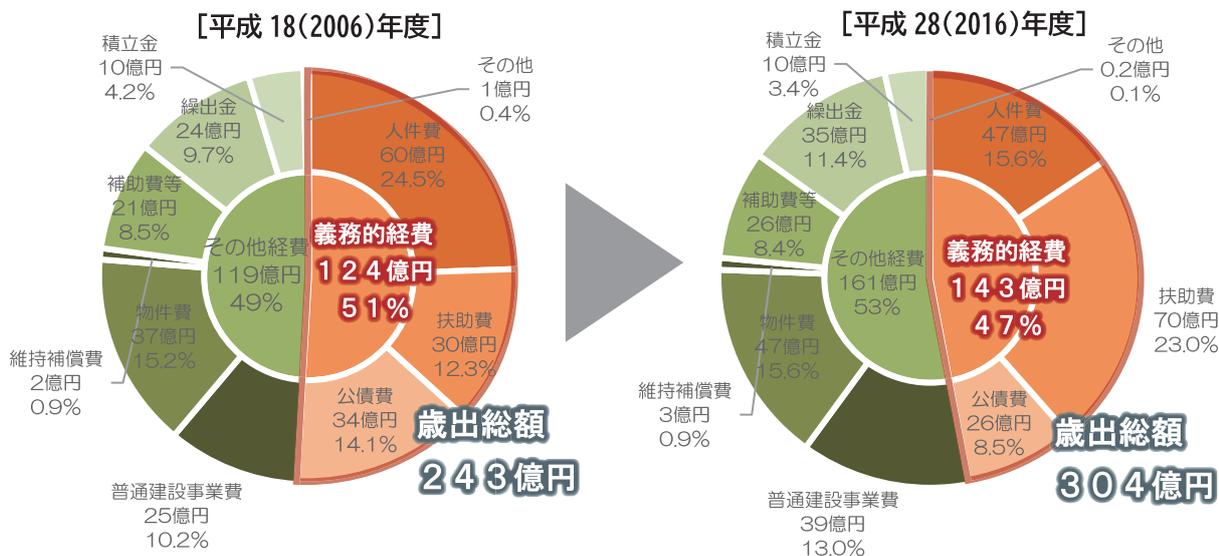
【歳出(性質別)の推移】

義務的経費の推移

[平成 18(2006)年度]
5.1% (124億円)

[平成 28(2016)年度]
4.7% (143億円)

+1.5% (+19億円)



【歳出（目的別）の推移】

民生費の推移

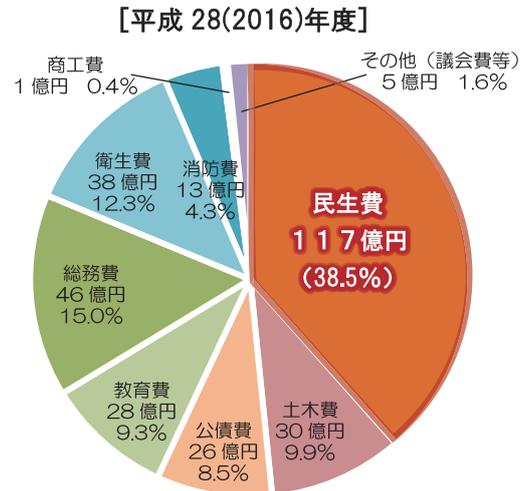
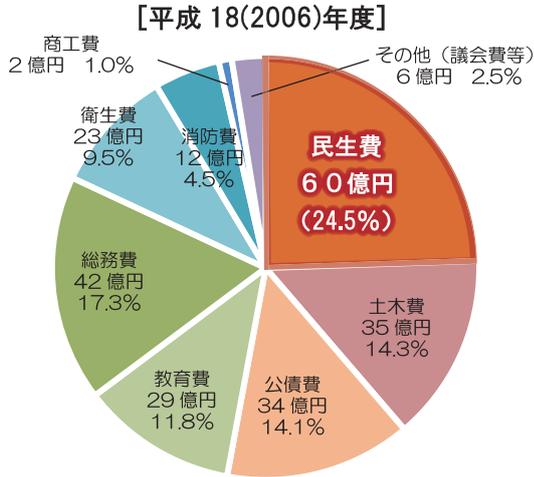
[平成 18(2006)年度]

2.5% (60億円)

[平成 28(2016)年度]

3.9% (117億円)

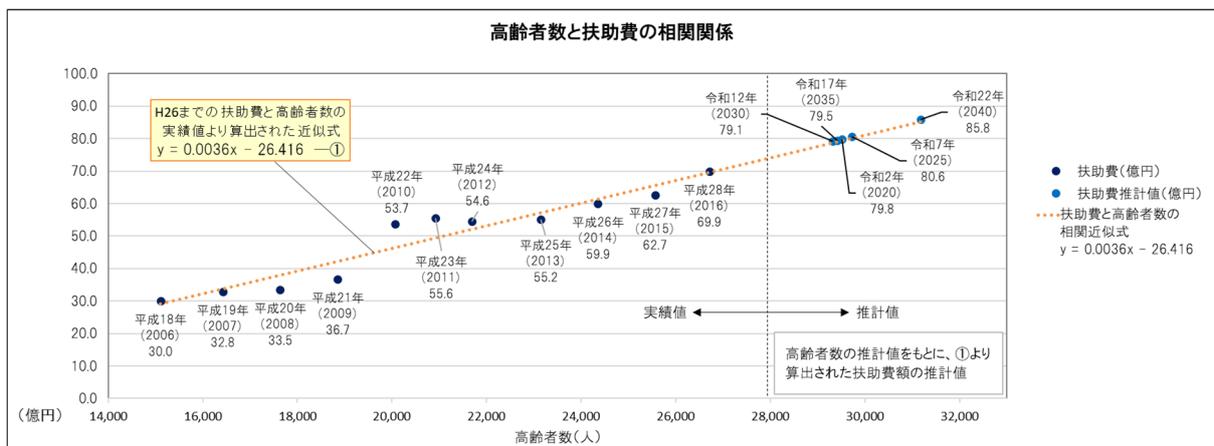
+9.5% (+57億円)



【高齢者数と扶助費の推移】

	H18(2006)	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)
高齢者数(人)	15,107	16,420	17,634	18,847	20,059	20,920	21,691	23,146
扶助費(億円)	30	32.8	33.5	36.7	53.7	55.6	54.6	55.2
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)
高齢者数(人)	24,351	25,561	26,710	29,509	29,724	29,319	29,411	31,183
扶助費(億円)	59.9	62.7	69.9	79.8164	80.5904	79.1324	79.4636	85.8428

【高齢者数と扶助費の相関関係】



【高齢者数と扶助費の推移】



【財政に関する特性】

- (1) 歳入総額における市税等の自主財源の割合が減少しています。
- (2) 10年間で性質別歳出における扶助費が約2倍に増大し、目的別歳出における民生費の額も約2倍に増大しています。



【財政に関する課題】

- ✓ 将来的に歳入は減となり、義務的経費の増が予想され、老朽化した都市インフラの維持・更新へかけられる費用が減少することへの懸念